

## 会 議 録 目 次

平成25年第5回海田町議会定例会（第1日目）

平成25年6月4日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第3	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（1）議会報告	
	（2）行政報告	
	（3）報告第2号 平成24年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書	
	（4）報告第3号 平成24年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	
日程第4	一 般 質 問	
	○西田祐三議員・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	○佐中十九昭議員・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	○住吉秀公議員・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	○兼山益大議員・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	○桑原公治議員・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	○多田雄一議員・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	○大江康子議員・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	○崎本広美議員・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	○下岡憲国議員・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	（延 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	80

平成25年第5回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成25年6月4日(火)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開会(開議) 6月4日(火)9時00分宣告(第1日)



4. 応招議員(16名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |



5. 不応招議員

なし



6. 出席議員(16名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |



7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山岡寛次
副町	長	三宅信行
企画部	長	大久保裕通
総務部	長	窪地満
福祉保健部	長	臼井真
建設部	長	北山忍
企画課	長	門前誠司
財政課	長	鶴岡靖三
総務課	長	脇本健二郎
生活安全課	長	丹羽勤
住民課	長	尾木茂
社会福祉課	長	中川修治
こども課	長	森川雅枝
長寿保険課	長	森原知美
保健センター	所長	湯木淳子
都市整備課	長	近森茂
建設課	長	久保田誠司
下水道課	長	龍岩広幸
教育委員	長	瀧川昌俊
教育	長	中村弘市
教育次	長	細川真示
学校教育課	長	石川直之
町民サービス室	長	石田一成

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 伊藤仁士

主 事 戸 成 正 考  
主 事 利 光 裕 子

~~~~~〇~~~~~

## 10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

(1) 議会報告

(2) 行政報告

(3) 報告第2号 平成24年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

(4) 報告第3号 平成24年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

日程第4 一 般 質 問

日程第5 第21号議案 工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事）

日程第6 第22号議案 海田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第7 第23号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第24号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第25号議案 海田町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第26号議案 平成25年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第11 第27号議案 平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第28号議案 平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 第29号議案 平成25年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14 発議第7号 広島市東部地区連続立体交差事業の早期実現を求める意見書案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労様でございます。ただ

今の出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成25年第5回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は報道のためテレビ・カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より3番、兼山議員、4番、下岡議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月6日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月6日までの3日間と決めます。この際、執行部の出席を求めため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から6月6日までの3日間と決しております。日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております2月定例会以降の主なものについて報告いたします。まず、2月27日に平成25年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から議会の概略についてご報告いたします。安芸地区衛生施設管理組合議会報告、それでは、平成25年2月27日に開催されました、平成25年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。平成25年第1回定例会におきましては、人事案件1件、予算案件2件、その他の案件1件が提出されました。まず、人事案件ですが、管理者の選任については、坂町の吉田隆行町長が、引き続き選任されました。次に平成25年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法について審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計5,725万

6,044 円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計 2 億 6,462 万 6,773 円と決定されました。次に予算案件として、平成 25 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算及び安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上で平成 25 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。次に 5 月 28 日から 29 日まで全国町村議会議長会の第 38 回町村議会議長等研修会が行われ、私が出席いたしました。また、5 月 27 日には国道 2 号関係期成同盟会総会が開催され、副議長が出席いたしました。また、2 月定例会以降の常任委員会、調査等実施状況を、議会の動きに添付しておりますので、併せてご参照ください。以上で議会報告を終わります。続きまして、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは、2 月の定例議会後の行政執行の状況についてご報告をいたします。はじめに、3 月 12 日に発生した南昭和町の建物火災については、3 名の住民による初期消火により、被害が最小限に食い止められ、広島市安芸消防署長から表彰を受けられました。今後も初期消火活動の重要性を啓発してまいりたいと思ひます。また、4 月 8 日には、庁舎東側で建物火災が発生しましたが、庁舎には被害がございませんでした。次に、今年度から、住民課窓口を毎月第 2 土曜日に休日開庁し、住民票や戸籍謄本などの各種証明書発行、旅券の交付を行っております。利用状況は 4 月が 9 件、5 月が 11 件となっております。今後も休日開庁についての PR に努め、利用促進を図ってまいります。また、旧千葉家住宅の一般開放と小学校グラウンド無料開放を新規事業としてスタートをさせました。旧千葉家住宅には 4 月には 4 団体 68 名、一般 142 名、5 月には 4 団体 45 名、一般 119 名の見学者がありました。小学校グラウンドにつきましては、4 月には海田小学校・海田東小学校を開放し、73 名の利用がありました。5 月は海田西小学校・海田南小学校を開放しましたが、雨天のため利用者がありませんでした。次に、庁舎内の一部の課の移動については、教育指導体制の強化などのため、4 月 30 日から教育委員会を加藤会館 2 階に、下水道課を庁舎 2 階に、企画課・財政課を庁舎 3 階に移動しました。続きまして、水防対策についてでございますが、これから本格的な梅雨時期を迎え、大雨等による被害を未然に防ぐため、それぞれ所管する施設等に安全確認と災害予防に万全を期すよう指示したところでございます。また、災害発生時に的確な対応をするため、職員を

対象とした水防技術習得訓練を広島市安芸消防署の指導のもと、5月15日に実施し、各種水防工法技術の習得を図りました。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて、ご報告いたしました。今議会には、報告2件、契約認定1件、条例制定1件、条例改正3件、補正予算4件を提出しております。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（久留島）以上で行政報告を終わります。続きまして、報告第2号、平成24年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第2号、平成24年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成24年度海田町一般会計補正予算で議決をいただきました串掛林道橋りょう点検調査事業ほか17件の繰越明許について、繰越計算書を調製しましたので報告いたします。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、報告第2号、平成24年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。報告第2号は、平成24年度海田町一般会計補正予算第7号及び第8号で議決をいただきました、繰越明許費に係る繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。それでは、議案書の1ページ、繰越計算書をお願いいたします。農林水産業費の林業費の串掛林道橋りょう点検調査事業の翌年度繰越額は30万円でございます。次に土木費の道路橋りょう費の町道156号線法面修繕事業の翌年度繰越額は270万円でございます。次に町道道路附属施設点検事業の繰越額は790万円でございます。次に町道255号線舗装修繕事業の繰越額は1,300万円でございます。次に町道315号線舗装修繕事業の繰越額は265万円でございます。次に町道2号線畝二丁目地内歩道改修事業の繰越額は2,000万円でございます。次に的場橋修繕事業の繰越額は1,100万円でございます。2ページに移りまして、都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業の翌年度繰越額は96万2,000円でございます。次に海田市駅南口土地区画整理事業の繰越額は3億6,000万円でございます。次に中店小学校線道路改良事業の繰越額は2億7,445万3,000円でございます。次に教育費の小学校費の海田東小学校老朽窓枠取替事業の翌年度繰越額は200万円でございます。次に海田東小学校ブランコ移設事業の繰越額は90万円でございます。次に海田西小学校プール枠補修事業の繰越額は420万円でございます。次に小学校プール改修事業の繰越額は2億940万円でございます。次に海田東小学

校新館耐震補強事業の繰越額は2億2,900万5,000円でございます。3ページに移りまして、海田小学校本館給排水設備更新事業の繰越額は4,000万円でございます。次に中学校費の海田中学校グラウンドフェンス及び防球ネット設置事業の翌年度繰越額は660万円でございます。次に海田西中学校プールろ過器周辺機器修繕事業の繰越額は85万円でございます。以上で報告第2号、平成24年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。3月の28日に補正をして、今回のこの予算に係わる問題を承知したわけでありますけれども、当時、副町長に説明をいただきました元気臨時交付金、これが約8,000万円、25年度で上回る、こういうことを私記憶にあるんですけども、今この6月の時点でどういう経過になっておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）地域の元気臨時交付金につきましては、ただいま算定が行われております。その中で1次配分分の交付限度額が示されております。途中経過でございますけれども、この交付限度額について、海田町については、2億9,444万7,000円が交付限度額ということで額の提示が出ております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第2号については、これをもって終結いたします。続きまして、報告第3号、平成24年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第3号、平成24年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、平成24年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算で議決をいただきました公共下水道整備事業の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、報告をいたします。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）報告第3号、平成24年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費

繰越計算書についてご説明いたします。それでは、議案書の4ページをお願いいたします。平成24年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)で繰越明許の議決をいただきました、事業費の下水道事業費の公共下水道整備事業の翌年度繰越額は4,600万円でございます。以上で報告第3号、平成24年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長(久留島)以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号についてこれをもって終結いたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。この際、暫時休憩いたします。再開は9時30分です。

~~~~~○~~~~~

午前9時17分 休憩

午前9時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島)休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第4、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。9番、西田議員。

○9番(西田)9番、西田です。大きく三つの質問をいたします。1番目、JR海田市駅南口の区画整理計画はについてお伺いいたします。JR海田市駅南口の区画整理に関して、平成23年3月の定例会で東街区の区画整理事業は仮換地に向けて地権者との意向調整を行っている段階で協議途中であると答弁されています。現在では換地も決まり、区画整理の基本計画に基づく駐輪場の臨時移設をはじめ、外周道路の整備が一部進められています。今、進められている工事箇所は完成形か仮なのか明確化されていません。さらに換地の時期とその周辺整備も明確ではありません。以上のことから、JR海田市駅南口の区画整理の構想から実施までを明確にするという観点から次の質問をいたします。1、駐輪場や街路及びバスやタクシーの待合場所など附帯設備はどのようになっていますか、お伺いします。2、依然計画どおり進まないJR高架事業との連携が乱れると駐輪場を含めた駅周辺のまちづくりの変更が余儀なくされると考えられますが、その

対策はどのようになされますか、お伺いいたします。次に大きく2点目、耕作放棄地の対策についてをお伺いいたします。農林水産省の平成24年度耕作放棄地再生利用緊急対策の概要によると、荒廃した耕作放棄地を引き受けて、耕作作物生産を再開する農業者組織、農業参入法人などが行う再生作業や土づくり、作付、加工、販売の試行、必要な施設の整備などの取り組みを総合的に支援するとあります。この背景には、増加傾向にある耕作放棄地と、耕作面積の減少と耕地利用率の低下があります。また、課題は食料自給率向上のための農地の確保とその最大限の有効利用に加え、地域における様々な問題の発生、荒廃した土地はそのままでは利用困難、病虫害の繁殖、鳥獣害の拡大、廃棄物の不法投棄などがあります。これらのことから、耕作放棄地再生利用交付金が創設されています。国は平成25年度農林水産予算において、重点項目の増額や新規事項を盛り込み、その強化を図っています。それには農地総合対策として、荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくりなどの取り組みへの支援があります。また、食の安全・安心として、都市における市民農園の整備、新鮮な地元農産物の提供、防災農地の保全など、農のあらゆる暮らしづくりを支援するなどが設けられています。以上のことを踏まえ、本町における耕作放棄地の対策という観点から次の質問をいたします。1、本町のような小規模面積の耕作放棄地の再生に、ハウス栽培や植物工場を推進させることで密度の高い農業の実現も考えられます。耕作放棄地に対する交付金が検討されていますが、国の交付金を活用してはどうでしょうか、お伺いいたします。2、本町は人口100万人以上の政令指定都市に隣接していることを考えれば、市民農園などの整備、新鮮な地元農産物の提供、防災農地の保全を深めることも必要です。この交付金が国で検討されていますが、これを検討してはどうでしょうか、お伺いいたします。3、このような改善を図り、広がる農地の荒廃に歯止めをかける地域の活性化につながると思われますが、町としてどのように取り組まれますか、お伺いいたします。次に大きく3点目、東広島バイパスの空き地の緑化推進をお伺いいたします。東広島バイパスの空き地利用に関して、国、県と協議した結果、アダプト制度に基づく緑化活動であれば利用可能であるが、高架事業の進捗により変更もあり得るとされました。このことから、町の美化を目的とする行政と住民との協働によるまちづくりという観点から次の質問をいたします。1、東広島バイパスの日の出交差点下流左のフェンス内は現状どのように整備され、アダプト制度に基づく緑化活動に引き継がれるのか、具体的にお示しください。2、次に日の出交差点上流部両サイドの歩道も1と同様に緑地帯にある単管バ

リケードなどの除去の整備を行い、緑化の推進を図ってはどうか、お伺いいたします。

3、高架事業の進捗により変更もあり得るとされていますが、その時期はいつですか。また、高架化された場合に現状の歩道部分の変更はあるのでしょうか、お伺いいたします。以上、大きく3点をお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁をいたします。まず、海田市駅南口土地区画整理事業についての質問でございますが、1点目については、平成26年度に予定している駅前広場の詳細設計の中で検討してまいります。2点目については、恒久的な駐輪場の確保を検討する必要が生じており、早急に移転計画の策定を図ってまいりたいと考えております。続きまして、耕作放棄地の対策についての質問でございますが、1点目については、海田町は農業地域内の指定がなされていないため、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用することができません。2点目については、耕作放棄地を市民農園等の農業体験施設として活用する場合には、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の対象となりますが、現時点ではレジャー農園の新規設置は考えておりません。3点目については、耕作放棄地の発生防止と解消のための方策を研究していきたいと考えております。次に東広島バイパスの緑化推進についての質問でございますが、1点目については工事の落札期間を踏まえ、今後検討してまいります。2点目については、町とアダプト制度を組み合わせ合わせた活動により、緑化に取り組んでまいります。3点目につきましては、広島国道事務所に東広島バイパスの事業着手時期を再度問い合わせたところ、現段階では未定とのことでした。また現状の歩道部分については、広島県から将来的に歩道形状の変更の可能性があると伺っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）1点目のJR海田市駅南口の区画整理計画についての再質問をいたします。今の現状、南口のロータリーですね、バス停においてはですね、雨除けが、屋根が付いているわけなんです、タクシー乗り場に関しては現在付いておりません。そういった附帯設備をですね、きちっとしておかないと、例えばこの事業がですね、JR高架事業も含めてですが、何年かかるかわからないような現状にある中でですね、そのまま長期間問題をですね、保留しておくということにはできないというふうに思います。特に要望はですね、随分あがってきております。雨の対策、日除けの対策、これはですね、非常に大きな問題で、高齢化が進めば当然それらも踏まえた、そういう附帯設備をですね、き

ちっと整備していかないといけない。もう少し言わせてもらいますと、駅舎からバス停またはタクシー乗り場ですね、そういったところまではですね、屋根を付けてあげるのも一つのサービスではないか。特に一番重要なポイントではないかというふうに考えられるんですが、そこらの附帯設備がですね、平成 26 年に詳細設計をするというふうに答弁がなされたんですが、26 年まで詳細設計がなされて、実際できるのはいつ頃にそれらがきちっとできあがるのか。今までの問題、課題も含めてですね、答弁をお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今の駅前広場は区画整理事業の区域でございます。現在、区画整理事業は着々と進んでおります。駅前広場の工事ももう間もなく着手してまいります。それに先立って、今申し上げましたように附帯設備もどうするんかということを経年度の詳細設計の中で考えて、最終的な駅前広場の完成形に持っていきたいと考えております。工事の時期については、現在、区画整理の事業計画の最終年度を 28 年度に変更するような手続きをしたいと思っておりますので、その頃までには駅前広場の方は完成させたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9 番（西田）実際に区画整理事業の中の一部区間はかなり先行して整備されてきてますよね。ということは、それらは全部完成形として成り立つということでもいいのかという一点と、それに向けて進めるのならば、なぜ 28 年度まで、3 年後ですよ、3 年後まで利用者の方に我慢してくださいというのは、これも酷な話ではないかというふうな気がするんですが。現状随時やられているんなら、進められたらどうかと思うんですがね、その点いかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今まずどこまで進んだかということですが、歩道は今の駅前広場から順番に広げていっております。あれは完成形でございます。舗装は仮でやっております。また将来的にはインプロとかそういった形で直していきますので、最終的にそれを直していきます。あと 3 年後までということですが、順次今から駅前の区画整理が、先ほど申し上げましたように、着々と進んでおりますので、随時工事の方も入っていくことと思います。そういったことですね、それももう将来的には完成形でもう整理してまいりますので、その辺はちょっと手戻りにならないようにという

ことですのでね、現在進めさせていただいております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）一つほど紹介させてもらいますが、広島駅のロータリーのところにはですね、いろんな形の整備がなされております。現状見られたらわかると思うんですがね。あその運用はですね、街がすべてやってるわけではないし、そういったタクシー業者がですね、あのロータリーに入り込むときに年間いくらか料金を取って、その乗り込みを許可しているような状況があるわけですね。そういったところを踏まえながらですね、やはりバス停だけではなくてですね、タクシー乗り場、もっと言えば自転車置き場まで、そういったような形ですね、附帯をきちっと整備してあげる。これは大事なことで、またそれらは全部料金取られているわけでしょう、自転車置き場に関してはですね。だからそういったサービスの向上はやっぱりきちっと図っていくべきところではないかというふうに感じるんですが、もう一度ですね、そこらの3年間は待つ猶予があるかどうかですね。随分苦情を聞いているんですよ。雨降りは雨に濡れながら立っておかなきゃいけないとかですね、それから夏には日当たりの厳しいときにタクシーを待つとか、バス停でも非常に狭い屋根ですのね、そういったことを考えると、やっぱりそのサービスはきちっと。特にあその区画整理の歩道部分ですか、かなり整備されているじゃないですか。隣のマンションに関しての道路の形態をですね、きちっとしてあげてる。大事なことだと思うんですよ、ああいうことはね。そういったところ、小さなところもやっぱりきちっと目を向けて進めていくのが行政の一番大事なところだというふうな気がします、そこら辺をもう少し早く、今随時やってるわけですから、随時そういった形のものを進められたらどうですかね、再度お願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）できる限り早く進めるように取り組んでまいりたいと考える。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それとですね、もう一つ気になるのは、区画整理のところの駐輪場ですよ。今、仮設かどうかようわかりませんが、駐輪場がございますよね。わかります、北側のところですよ。区画整理の北側の歩道部分のところの駐輪場。あれは区画整理事業がはじまったときには、どのようにされるのか。それから整備が完了して、その駐輪場がきちっとまた再度そこに確保できるのかどうか。そこらはどのような形になっているのか、ちょっと見えないので、明確に教えてください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）工事の施工期間中は、ちょっと難しい話になりますけども、換地ですね、今のJRさんのところの換地のところの一部が駅前広場として換地をされますので、そのところにまず暫定的に、工事をする時にはですね、自転車置き場を仮ではございますが設けていきたい。将来的にはやはり議員さんが言われたようにですね、高架の下のところに置くようにしとったんですが、それはどうなるかちょっとわからんようなところがありますので、それについてはですね、先ほど町長が申しあげましたように、もう早急にですね、どういった方策をとるのかということは今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）一番気になるのはそういった駅を利用される方々ですね、利便ですね。そういったところをきちっと整備するのは大事なことで、早急に考えていく、移転を考えていくと言われてるんですが、いつですかね。そこをはっきりポイントを打ってもらいたいです。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）できるだけ早い時期に検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）できるだけ早い時点ということで理解しておきます。よろしくお願ひします。それから次にですね、耕作放棄地の質問でございますが、25年度の農林水産予算の中の重点項目というのがですね、出されておまして、それを調べた範囲の中に耕作放棄地再生利用緊急対策交付金というのがありましてですね、平成24年度は35億円で今年度は45億円にあがっているんですね。今年度5月25日ですか、決定されましたので、その交付金が決定を受けて、いろんな形に配られていくと思いますが、ここらの活用というのは非常に大事なことだと思うんですね。できないような言い方をされたんですが、耕作放棄地を再生利用するための雑草、雑木除去や土地づくりなどの取り組みへの支援というふうに書いてありますので、これはうまく理由づけをですね、すればですね、できそうなものと考えますが、まずその点、できないというふうに答えられたんですが、その点をお願いします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）これは先ほど町長が答弁いたしましたように、海田町は農業振興

地域でなく、なおかつ農用地区域ではありませんので、これは活用できないという確認を得ております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）その分は平成25年度の予算に関しても同様ですか。24年度そうだったんですが、25年度も同様ですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）同様でございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）次に2点目のところですね、大都市における周辺の農のあり方なんです、これもですね、食の安全・安心、都市と農村漁村の共生、対流等の予算の中にですね、農のある暮らしづくり交付金というのがありますね、都市における市民農園などの整備、新鮮な地元農産物の提供、防災地の保全など農のある暮らしに対して支援いたしますよと、こういうふうになってるんですよ。ここらは特に広島市の大都市圏の隣に隣接しております。量的には少ないかもわかりませんが、こういったところをきちっと整備していくというのは、自給自足の考え方から、自給率を上げるという考え方から大事なことだと思ふことと、もう1点、例えば農山間地域においてですね、生産されたものをこの都市圏で販売する販売所を設けるというようなことも書いてあるんですよ、この中には。そういった交流を図る、そういったことも今回この中に盛り込まれている、重要事項の中に盛り込まれていると思います。だからうちが農の生産の方ではなくて、逆に販売の方の取り組みをするというのも大事なことだと思ふんですが、よく言われる道の駅ですか。そういったもので農産物を提供するというのも、これは山間地域の農産物を地元海田、広島市等で販売する、広島市の場合は今回関係ありませんが、海田で販売するというのも大事なことだと思ふんですよ。そこらはどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今ご質問がありました件でございますけれども、まず、先ほども交付金の例としてですね、農用地区域の指定を受けてないという説明をさせていただきましたけれども、海田町については都市部でございますので農業振興の政策というのは非常に難しい面があるかと思ひます。一方その販売についてのご質問がありましたけれども、販売についてもですね、商工業の方々がですね、農作物も販売されているという中で

すね、道の駅はどうかというご質問もありましたけれども、道の駅ということになりますと、かなりの駐車場を整備しないといけない、かなりの面積が必要だということも伴いますので、海田町で道の駅の設置というのはですね、なかなか難しいところがあるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）道の駅はある事例で申し上げたんですが、これはですね、24年度にはなかったんですよ。25年度に20億、農のある暮らし交付金は6億、新しく設けられた。その中にですね、対流を進める取り組みや人材の活用、育成、農産物加工、販売施設の整備などを支援いたしますと、こうきてるんですね。無理に道の駅のように大規模でなくても、実際にはですね、農家の方が自分の家の前に出されてるとかというようなスタイルは、海田町にも今存在してるわけですよ。それをもう少しですね、大規模にして、地産地消の関係をうまくつくる、またはこの近郊のですね、農地の方からそこへ集めてくる。一番いい例がですね、熊野にあるんですよ、そういうのが。熊野の筆の里の南側の方だったですかね、あそこに同じようなものですね、農家の方々が運営されてるんですがね、皆が共同で運営されてる。こういったものもあるわけですので、もう少しこれ研究してもらえませんか。しっかり前向きに取り組んでもらう。自給自足というのは日本の生命線ですよ、食というのは。食とエネルギーと水というのは、21世紀の課題であるというふうに21世紀に入る前に言われとった問題ですので、食に関してはですね、きちっと将来を見据えてですね、進めていただきたい。そこらの取り組みに関してお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、西田議員がおっしゃいました施策、どれも何度か答弁しておりますように、農用地区域における農地に対しての補助金でございますが、海田町はですから農用地区域から外れておりますので、県内で、今おっしゃいましたいろんな施策、農用地区域内の自治体は今から取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、そういう中ではちょっと役割が若干異なっていると。ですから、農用地区域以外での何らかのメニューが出てきた場合には研究したいと思っておりますが、先ほどおっしゃいました施策については、本町の場合には取り組むことが困難であるというふうに考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）農産物の、要するに消費と生産との関係のところですね、消費の方は当然

販売所が近くにないと購買力もありませんので、そういったものに関してでもできると考えられるんですが、その点も農産地域じゃないといけないということなんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）農用地区域にある、ですからもっと広島市近辺といいましても、逆に熊野、東広島、そういった農用地区域に含まれているところがそういった販売のために都市部に販売所をつくる、もしくは地元には道の駅じゃなくても小規模でもつくる、そういう場合には対象になりますけれども、元々農用地区域にない本町の場合に、他の農用地区域にあられる方々が、生産者が海田町において何らかをつくられるということであれば、その方々に対してのそういう事業はございますけれども、本町自体がそれをつくるということは、元々農用地区域にない自治体でございますから、現在の施策ではできないという形になります。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）わかりました。再度研究してですね、もう一度質問していきたいと考えますので、今後の私の方の課題として捉えていきます。次に3番目の東広バイパスの空き地なんですが、緑化に関してですね、住民の方と自治体がですね、一緒に作業を進めていくスタイルとして一番いい場だと思うんですね。協働という場づくりにおいては一番いい緑化運動というのは似合っていると思います。そのときに共同で花を咲かそうとか木を植えようとか、こういうふうなことをしようとするときに、当然土の問題が発生するんですね。逆に言えば、全然土がなくて石ばかりだと。こうなると木を植えよう、花を植えようって難しいんですね。だからどういうレベルまで整備しておくから、お互いが共同でこれを進めていこうという、そのレベルがですね、ちょっと明確でない。事務的な折衝でいいよと言われるかもわかりませんが、そこら辺どのレベルまで整備してお互いが共同ではじめようとかですね、そうじゃないよというのがあれば、その点どのような形で考えられているのか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）基本的には大原則は今の現状の状態のアダプト団体に引き継ぐというのが原則でございます。ただし、場所によったりとか、いろんな病虫害の被害が発生しているとか、個々によっていろいろ状況が違いますので、それはまた団体と広島県とあと中に入っております海田町の三者が話し合っ進めるべきものと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）なぜこれを聞くかというのですね、今こう見させていただくと、古木ですと覆ってあるんですよね、歩道部分の、歩道とグリーンの間のところをですね、それがものすごく歯抜けになってるんですよ。それを放置しとくと、また今までのような問題が起きる。車が乗り入れたり、いろんな形の問題が起きるので、そこを早く対策しないといけない。古木できちっとある程度のエリアを確保できるようなことというのは、これはNPO法人いうか、住民の方々がそういう資源をもってできるようなオーダーじゃないような気がするんですが、そこら辺は国交省等も含めてですね、地域事務所も含めて、そういったものがあっちこちから出てくるようなことがあると思われませんか。そういうところの利用をですね、うちの方に利用させてもらって、そこまではやっておりますから、その後のグリーンに対しては一緒に整備していきましょうとか。そういうふうにしていただかないとですね、自然を持ってないNPOがですよ、すべて現状のまま引き継いでできるということはなかなか難しいんですよ。そういうところが逆に言えば協働という言葉できちっと結ぶべきところじゃないかと思うんです。その点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）先ほど申しました基本原則を踏まえつつ、その辺は県と中に入っております町と団体との三者で話し合っていきたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今、前向きな答弁があったんですが、中央分離帯のところですね、施策的に芝生化されたり、マルチングされたりしてから、花をやられてるじゃないですか。あれは、まず最初に、海田町がやられているのか、地域事務所がやられてるのか、どちらなんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）施策はですね、以前桑原町議の方から中央分離帯の緑化について考えるべきじゃないかということをご質問を受けまして、それを受けましてですね、どういった種子、芝だけじゃなくて、花はどういったのが一番この地区に似合うのか、排ガスに強いのか、雑草に強いのか、それを試験的に植えているものでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）試験的に植えるということは、結果を求めているわけですよね。だからその結果をどっかに反映すべきですよね、予算を通しておるわけですから。ということは、

今のタイミングが一番いいタイミングだと思うんですよ。だから今回の場合も草を刈ってある現状、今あります。それに対してマルチングして、そのマルチングのホールにですね、花を植えていくのがいいのか、全部を芝生化にするのがいいのか、そこらをですね、やはり提示していただかないと、NPO法人もなかなか協働という形のスタンスが取りにくいんじゃないかと思うんですよ。そこらは現状試験的にやられてるんですから、それは取り入れることは可能なんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず、NPO法人の方がですね、植えたいものというのがまた個別にあると思うんですね。今私らがやっておるのは中央分離帯の分でどれがいいか、町の方が施策としてやっていくのでどれがいいかというのでやっております。ですから、NPOの方からですね、どういったのが一番似合うかという問い合わせがあればですね、そういった今の試験植栽の結果、効果の情報の提供はしたいと思います。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）情報の提供と今言われたんですが、例えばここの中にはマルチングがあるんですね。マルチでされて花を植えられてるケースがあるんですが、このマルチなどに関しては資源がものすごい必要になってくるわけですね。財源も当然ありますよ。そうすると、そこらの弱いところが現状もってるわけですね、弱点といえば弱点かもわからないですよ。住民の方々がいろいろ参画しようとするときにはですね、それを持ってるんですから、やっぱりそこら辺はある程度支援というのは、金銭だけじゃなくて、今のようにシートの支援とかですね、物的支援も必ず必要となってくると思うんですが、そこらは協議の対象として今から進めていけるんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）言われるところが県道と町道でちょっと違うんですが、県道でマイロードという形でやるのであれば、そういった原材料というのは、支給という形じゃなくて報奨金とかそういったのがありますから、その中で対応するような形になろうかと思えます。町道の方は原材料をうちの方が植物をお渡ししてやるという形になっておりますので、それは場所とか、そういったところでいろいろ違いますので、個別にうちの方に相談をしていただければ、対応できるものとそうでないものがあると思えます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今回質問してるのはですね、歩道部分ですから、町道部分だと思います。

町管理じゃないですか、あそこは。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）ご指摘のところは県道矢野海田線の歩道でございますので、県道になります。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）さっきの町の方は町じゃなくてというのは、意味がわからないんですが。基本的には県との相談の中で物事を進めるというふうに理解してよろしいですか。はい。それと高架事業が進んだときの今の歩道部分は何か変更があるというふうに答弁があったと思うんですが、可能性があるというふうに。そこらの取り組み、NPOがしてる場合にそれらをうまく移行できるのかどうか、その点いかがでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今の歩道につきましては、高架部分、高架を施工するときの橋脚の位置がどうなるのかとかですね、そういったものによって歩道の形状とかをですね、変更しないといけない場合もありますということをお県の方から伺っております。その時期とか、その形がどうなるのかっていうところはですね、今後詰められるというふうに聞いておりますので、そういった形が見えてまいりましたらですね、またNPOの方々にも情報を提供してですね、今後のことについて相談をさせていただければと思います。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）最後にですね、そういった取り組みを共同でやってるというので、随分あちこちに看板がつくられてると思います。今回のケースの場合もきちっとそういった看板等もつくっていただけるのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）はい、可能です。

○議長（久留島）15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。JR高架事業と庁舎の建設についてお尋ねをいたします。広島市東部地区連続立体交差事業見直しの検討について、平成24年2月の7日、広島県と広島市は府中町、広島市東部、海田町を通る山陽本線と呉線の計6.3キロメートルを高架化する設計費を平成24年度当初予算に盛り込まないことを明らかにしました。広島県は広島市東部地区連続立体交差事業見直しの検討を進める上で、広島市域を含む連立区間の縮小についても検討しており、海田町域においても連立によらない場合

のまちづくりのあり方などについて海田町の意味を伺いながら整理していきたくとして、平成24年10月9日に県からの説明がありました。10月の12日に全員協議会及び臨時議会を開会をし、意見書を可決、23日には県と市に申し入れに行きましたが、今日まで一定の世論と運動が進んでおりますが、このJR高架事業の進展の障害になっているのは、どう考えてみても庁舎移転の建設場所が定まっていないことにあると考えます。いつまでも引き延ばすのではなく、早急に決着する必要があると考えますが、町長はどのような見解ですか、お尋ねをいたします。続いて空き家対策についてお尋ねをいたします。先の議会で空き家対策について一般質問をいたしました。そのときの答弁は、今後空き家が増える可能性があるため、近隣市町の事例を研究すると答弁をされております。今どのように進捗しておりますか、お尋ねをいたします。県内の市町ではもう既に危険家屋解体助成事業に取り組んでいるところもありますが、海田町でも早く実施するよう提案いたしますがどうですか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。まず、JR高架事業と庁舎建設についての質問でございますが、連続立体交差事業の見直しについては、県から具体的な内容が示されれば、庁舎の移転スケジュールの見直しも含め、早急に対応したいと考えております。続きまして空き家対策についての質問でございますが、1点目につきましては、安芸郡や広島市の状況を調査しましたが、事業を実施している市町はありません。2点目につきましては、事業を実施している自治体は倒壊の危険性がある空き家の多い地域であり、公衆災害を防止するため事業を実施されているようです。これを踏まえ、本町においては直ちに事業を実施しなければならない状態ではないと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）JR高架事業と庁舎の建設について再質問させていただきます。町長選が終わって約1年、かれこれ2年経つわけですけれども、早く決着する、この問題がですね、やっぱり町民の一大関心事であると思うんですよね。私はもう早くね、決着をする、このことがね、町民サービスにつながるし、勇気も元気も与えると思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今、早く決着をつけるべきではないかというご指摘だったと思いますけれども、現時点では海田町は現計画での実施ということに絞りましたですね、県の方

へ強く機会をとらまえて要望しているところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私が聞いておるのはですね、あるいは提案をしているのは、JR高架事業についてはもちろんのことですけれども、今ここで私が尋ねているのは庁舎の建設についてどうなんかということを探ねておるんですね。部長が答弁されるのもいいですが、トップである町長の方がやっぱり決断をしなければ、この問題は決着をしないということなんです。先ほどの答弁から、県から基本的な問題の説明を受けた上で庁舎の建設、移転、その場所については検討するということがありますが、今までの繰り返しで、いつまでたっても解決しないというふうに考えるんですが、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、当初から連続立体交差事業のために庁舎の移転を迫られているということをご承知のとおりと思います。そのことについては、県の状況を判断しないと我々も次の段階に進めない、こういうふうに考えます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）だいたいそう答弁されると私は推測しておりました。しかし今、町内外ですよね、JRの高架事業でいろいろそれに関係する町民、あるいは地域の人に応援をいただいて、JR高架事業を進めるということになって今日まで来ておるわけです。ところが庁舎の問題が、それが完成するとどうしても影響するわけですよね。町民はもちろんのこと、町内外の人、これが進捗をしてその見通しがあって、まだ町長と議会がですね、庁舎の問題で揺れるということがあっては私はならないと思うんですよ。だから早くね、決着をして、今運動を進めている署名活動や、あるいは陳情、あるいは再度交渉に行く、こういうことをね、やっぱり率直にその気持ちを伝えるためには、やはり議会も町民も町長も一緒になってですね、今の問題を解決する。このことを私は一番のね、住民と団結をするこのことが一番ではないかと思うんですが、それをね、なかなか消極的いうんか、問題の解決を避けようとするね、町長のそういう姿勢が、やっぱり運動の大きな妨げの一つになっておるのではないかと思うんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）私は当初からこの連続立体交差化事業に対する庁舎移転の問題については、

前向きに全精力をあげて今日まで県の方に対しても、国の方に対してもあらゆる機関を通じてお願いやら陳情やら、いろんな形で話し合いの場を持たせていただいて活動しているのが現状でございますので。元々県が行ったこの事業を、約 90 パーセントを用地買収が済んだところをですね、今更白紙とか途中で降りるとかとんでもないことだという事で、私は終始一貫、白紙撤回はできない、今のままの現状を推進していくために、今回の商工会等を通じて周辺の自治会を通じて署名活動をしていただいておりますが、それにも全精力を注いでですね、あらゆる機関にお願いをしてですね、当初の予定どおりのことをお願いすることを一生懸命頑張っておる決意でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）それは私も同感なんですね。意見は一致しておりますけども、具体的に事を解決する、一番今しなければならぬ、あるいは一番事業を進める上でのネックになってる問題をやはり解決しなければ、先ほど言いましたように、JR高架事業がだいたい見通しができたと、地域の皆さんの協力をいただきながらね。ただども庁舎の建設場所でまだごたごたする、やはり大きな迷惑をかけることになると思うんですね。だから私はいつまでもそういうことを言うておるのではなくて、やはり歩み寄るところは歩み、そして具体的な提案をする。これが町長の行政たる、そういう姿勢ではないかと思うんですがどうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度も答弁させていただきますように、現在は連続立体交差がいかにして今までどおりの計画でやっていただくか、これによって町の運営的なことが大きく変わってくるという判断をしておりますので、全力を挙げてこの問題に推進していきたい。先般もですね、議会の皆さん方からも一緒に県の方に行ったり、また国の方にも行っていただいたり、私も事あるごとにですね、市会議員の先生方、また県会議員の先生方にもお願いをして、いろんな形での支援、指導をいただいておりますので、とにかく目的は何といっても連続立体交差を始めた現状どおりにやっていただくということにつきると、そういうふうに思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ずっとこの問題で半年同じ答弁を繰り返されておるわけですね。何回聞いても同じ答弁ですが、抽象的なことばかりを言ってね、町長のそういう意思が固いとか、そういう政治信条、その気持ちはわかりますよ。わかるけれども、本当の行政を

前進させよ。この立場に立てばどっかで決着をつけなきゃならんですね。例えば今年度中にですね、JRの高架事業の見通しができるいうことになれば、もう即庁舎の問題をどうするかという問題が出てくるわけですね。私は駅前の区画整理事業、先ほど答弁ありましたが、この再開発についてどうするのかというところも併せてですね、庁舎の建設、果たして行っていいのかどうか、また別のところがいいのかどうか、町長が具体的な提案をしない限りはものが解決しないんですよ。またごたごたしてね、県が足元を見て、また引き延ばそう、あるいは広島市も事業主体でありますけれども、この問題で消極的になる。こういうことにならないように、また町民から見てもすっきりするようにね、それをやるのが町長の執行責任であると思うんですが、どうですかそれは。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） 現在行っております連続立体交差事業の推進の問題がとにかく先決でございまして、これがある程度見通しがついてははっきりすればですね、事は随分進展する状況にあると思います。そのためにも今までも皆さん方にお示しした案とか、いろんな各種の状況も判断をしながら、町民の意向を聞きながらですね、また議会と一緒に、またまちづくりについて推進していきたい、そういう考えに変わりはありません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中） 何回やっても同じですから止めますけれども、議会の方も町民の方も今の町長の答弁では私は不満でもあるし、不十分だというように指摘をしておきます。次に空き家対策の問題について、先ほど町長の答弁では県内の中ではなかなか進んでないような言い方をされましたけれども、私が調べる中で、直接今の県家屋の解体の補助ではありませんけれども、しかし海田町も含めてですね、県内の中で空き家が多くあるわけですね。各市町で一定の援助をしたり、あるいは助言をして、この問題の解決にあたる、こういうことをやっておるところが多いわけですね。例えば空き家バンクというのがありますけれども、今、私の調べる範囲では13の市町が空き家バンクをやって、その空き家について周辺の草刈りをするときに助成をしたりとか、あるいは倒壊の恐れがあるところはいろいろ行政指導したりするとかいうのがありますけれども、海田町はそれを考えられんのんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅） 今おっしゃいました空き家バンク制度を含めた空き家対策をとられているところは、いずれも中山間地域においてとられておりまして、一つに人口増加対策、

そういった都市部からどう呼び込むかと、そういったような対策でとられております。海田町と同じような都市部においては、まだ空き家バンク、そういったものに取り組んでいるところはございませんし、先ほど町長答弁でも申しましたように、事業を実施されているところは現実に倒壊することによって道路へ向けて倒れてくるとか、そういった部分で取り組まれております。議員がおっしゃいますように、確かに海田町でも空き家が増えておりますけども、そういった都市部、もしくは都市周辺部において、まだそういった事業実施例がございませんので、その点についてはまだ海田町では研究段階かというふうに思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ地域によって条件があると思います。先ほど町長が言われましたが、呉市や廿日市、三原市もそうですが、今の空き家バンクをつくって対応しておるわけですね。それぞれの地域でそういう対応をしておられますけれども、私が言いたいのは、空き家がどんどん増えていったら適正な管理をさせる、ここをやっぱり基本に置いてね、行政で指導してはどうかということなんですね。補助の問題も先にいろいろ議論になりましたけれども、そうではなくて、この問題を通じてですね、財産や人に被害を及ぼすであるとか、先ほど町長が行政報告の中でありました、この隣がそういう空き家のために放火か電気火災かわかりませんが、多分放火の方が強いと思いますけれども、こういう状況があると地域の周辺の人是非常に不安な生活をする。あるいは夏場にかけてですね、害虫が出てきたり、あるいは臭いがあったり、そういう問題も発生をする。また草がぼうぼうである。直接私的な財産ですから町が指示したり強制をしたりすることができないとしても、やはりこの問題が本当のまちづくりの一番の基本にある、そういうまちにするためには、空き家がどんどん増えてくような、そういうんでなくて、やはり行政として指導をさせる、そういう空き家を適正に管理をさせる、そういう行政の私は姿勢が必要だと思うんですが、その辺はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議員が今ご質問の中でおっしゃいました私的財産にどこまで行政が立ち入れるかというところの線引きだと思います。おっしゃられましたような防犯のようところではなかなか規制がしづらい。今、他市町でやられてるのが、それが道路でありますとか、そういった公共財産に影響があるという場合には、ある程度いろいろと指導もされている例がございますけども、潜在的な安心・安全と、さっきおっしゃいました

ような火災が起こるのではないかと、そういうような公共性でもってなかなか私的な部分についての制限というところが、なかなか今その線引きが難しくございます。そういう意味で先ほど申しましたように、なかなか都市部で、海田の場合はやはり都市部、都市周辺部という考え方をとらないといけないと思っておりますから、そこらでどのような施策がとれるのかという部分については、さらに検討させていただきたいと思っておりますけれども、今おっしゃられましたように、直ちに何らかの規制をかけるというのは非常に難しい問題だろうと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）答弁、理解できますよ。理解できますが、各市町がですね、半分以上の市町が何らかの形でそういう対策を、適正な家屋の管理であるとかね、そういう対策をしておるんですね。海田町でなぜできないのか。特に私の調べる範囲では、深くは調べてないですが、国土交通省が2013年、個人が解体する費用の一部を補助するという制度があるわけですね。これを使って多少なりともそれができないのかというように思うんですが、これはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今おっしゃいましたように、国土交通省の施策の中にですね、空き家の解体とかがあっていうのを交付金の中で各自治体の中でやってもいいよというような形になっております。しかしながらそれを実際にやっている市町、県内でもいくつかございますけれども、副町長が答弁しておりますように、中山間地で空き家が非常に多い地域に限ってですね、市町の中でそういった施策を、交付金制度の中でですね、やられているという現状でございますので、海田町についてはまだ研究段階であるというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）せっかくそういう制度が国においてあるんですから、やはりこれを機会に海田町の空き家について適正な管理をさせる、そういう方向で町として何らかの形で行政の指導、あるいは援助、それらの方向をですね、行政として何か施策できないのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの答弁になりますが、都市部、都市周辺部においてどのような対策ができるかという研究については、問題意識を持って取り組んでまいりたいと思

ます。

○議長（久留島） 暫時休憩いたします。再開は 10 時 45 分です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

5 番、住吉議員。

○5 番（住吉） 5 番議員、住吉です。3 項目についてお尋ねいたします。まずはじめに、高齢者に優しい行政組織、窓口についてお尋ねいたします。高齢者の方々から海田町役場に問い合わせる場合、どこに電話をかけたらいのかわかりにくいとの声を耳にします。違う課に電話をかけて、担当が違いますと冷たい言い方でたらい回しにされた。足が悪いのに窓口で立ったまま話を聞かされた。車椅子で来たのに職員は立ったままで見下ろされるような感じがしたなど、過去に苦情を聞かされております。行政の事務分掌は行政内部の都合であり、納税者である住民には無関係な話であります。町民の方々から見れば何課であっても、すべて役場の窓口であります。また、一部の職員がいまだに電話をかけてこられた方や来庁された方に非常に不愉快な思いをさせているのは理解できないものであります。高齢者の方々には小さい字は読みづらい、耳も聞こえにくくなっていく、新しいことを覚えにくくなってきます。そういった高齢者の人口が増えていくことから、住民サービスの向上も新たな対応が迫られるものであります。以上のことを踏まえ、3 点お尋ねいたします。1 点目、高齢者対応のために、窓口を一本化した高齢者担当課を新設してはいかがでしょうか。2 点目、庁舎一階の窓口カウンターを低くし、来庁者、職員とも座って話ができるよう改装してはいかがでしょうか。3 点目、職員を短期間交代で民間企業に派遣し、接客業務を学ばせてはいかがでしょうか。続きまして、長期休暇期間における児童クラブの開所時刻についてお尋ねいたします。以前にも私は一般質問において、夏休みなどの長期休暇期間における児童クラブの開所時刻を早めるよう求めました。その際の答弁は、指導員の確保が困難であることからできないとのことでした。しかしながら、県内では既に竹原市、三原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町で長期休暇期間中の児童クラブを朝 8 時より開所をしております。このことは指導員確保が困難というのは、もはやできない言い訳

にもならないことを明確に示しているものであります。海田町においても、この夏休みから長期休暇期間は午前8時より児童クラブを開所をしてははいかがでしょうか。最後に、福祉避難所についてお尋ねいたします。1995年の阪神大震災において、高齢者や障がい者への支援が不十分になり、要援護者へのケアが行き届かず、災害関連死が相次ぎました。この問題を受け、国は97年以降、福祉避難所の拡充を推奨しております。昨年9月30日時点における厚生労働省の調査によると、福祉避難所を指定しているところは、全国1,742市区町村のうち、981市区町村と指定率は56.3パーセントであり、平成23年3月31日の前回調査時の41.6パーセントに比べて大幅に増えております。海田町の近隣市町を見ましても、広島市では39か所、府中町では1か所、熊野町では4か所を福祉避難所として指定しており、熊野町では福祉避難所の開設訓練も既に行っております。海田町においても小学校区ごとに福祉避難所を指定し、その訓練を行ってはいかがでしょうか。以上答弁求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問に答弁をします。まず、高齢化に優しい行政組織、窓口についての質問でございますが、1点目については、役場の機構改正の際、見直しを図りたいと考えております。2点目については、個別の相談については低いカウンターで対応しておりますので、改修することは考えておりません。3点目につきましては、ひろしま夢プラザに民間企業研修ということで、採用3年目以内の職員を派遣しております。続きまして、長期休暇期間の児童クラブの開所時刻についての質問でございますが、これまでも答弁していますように、長期休暇期間のみの短時間指導員の確保をすることが困難なことから、長期休暇期間の開所時刻を早めることは難しい現状でございます。続きまして、福祉避難所についての質問でございますが、本町においてもその重要性は認識しており、現在見直しを進めております。地域防災計画の中で指定していきたいと考えております。また訓練は指定を待って実施をしてまいります。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）再質問します。まず1点目の役場の対応ですが、これなんで一般質問出したかといいましたら、今年に入って1月から3月の間、町内回ってあちこち町民の皆さんの声を聞いていると、一番要望が多かったのがこれなんですよね、役場の窓口。先ほど機構改正で見直しとおっしゃいましたが、これいつ頃見直しをされるんですか、機構改正は。

- 議長（久留島）総務課長。
- 総務課長（脇本）機構改正については、できるだけ早い時期に検討したいと考えております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）できるだけ早い時期というのがね、民間の感覚からしたらありえん答弁なんですよ。いつなのと。できるだけ早い時期、それ取りようによって全然変わりますよね。行政から見たら早い思うても、町民の皆さんから見たら、なんでこんなに時間かかるかと、それがさっぱりわからんのんですよね。1期4年やってきて、その答弁だけはどうしても理解できんのです。いつやるんでしょう。
- 議長（久留島）総務部長。
- 総務部長（窪地）機構改正につきましては住民への周知、それから予算の執行、それと職員の異動なども考慮すると、4月が適切でないかというふうに考えております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）その4月というのは、来年の4月でよろしいのでしょうか。
- 議長（久留島）総務部長。
- 総務部長（窪地）議員ご指摘の高齢者窓口につきましては、私どもの方も課題として認識しておりますので、来年の4月あたりで整理をしてまいりたいというふうに考えております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）先ほどの総務部長の答弁、来年の4月あたりで整理と答弁されたと思うんですが、4月にやるのではなくて、その整理という意味がちょっとわからんのんで、答弁願います。
- 議長（久留島）総務部長。
- 総務部長（窪地）ちょっと言葉が足りませんでしたけれども、やりたいということでございます。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）カウンターの件ですが、住民票は申請の窓口だけカウンターが高いままですよね。車椅子の方が云々というのは通告書に書いておりましたが、あそこの話なんですよ。車椅子に乗られてる方、その方が町内で引っ越しをされたと。役場に行ったら職員は立ったまま、車椅子の人にしてみれば高いカウンターの前に座ったままと。なぜあ

そこだけカウンターが高いままなんですか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）住民課のカウンターがそこだけハイカウンターで残っているという件でございますけども、基本的に住民課に来られるお客さんの約 96 パーセントぐらいがですね、簡単な証明書の発行ですとか、そういったことで済むご要件でございます。そういったことであそこに低いカウンターをつけて、お客さんが座ってしまうと、いわゆる順不同でたくさん来られる手続きの内容を効率よくさばくことができなくなるということで、高いカウンターを残させていただいておるということところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）96 パーセントが簡単な発行との答弁がありましたが、今さっきの休憩時間にちょろっと下降したら、もう2組ぐらいの方が立ったまま職員とあれやこれやと話をしてるわけですよね。もうついでだから、あそこもついでに両脇と同じような高さにそろえることすらできんのんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）現在では、あの高いカウンターを残すことで、先ほど申しましたけれども、順不同でさばいていく、そこら辺の効率性を考えて残していきたいというふうに考えてます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）結局、残りの4パーセントだけ苦情がくるわけですよ、我々のところに。そういった方々が、さっき言いましたように車椅子の方であるとか、高齢者の方であるとか、そういうわけなんですよね。96パーセントが簡単な発行だったらもういいじゃないかと。そういう問題でもないと思うんですよね。簡単な発行でしたら、お待たせしましたって渡せばいいじゃないか、そのまま立って。そうじゃない場合、よその窓口にまた移動させるんですか。ちょっと話すんであっち行ってください、こっち行ってください。そういうのが町民の皆さんにとっては嫌なんですよ。滅多に来ない役場でそういう扱いされるのが。そんな予算がかかるわけでもないし、なぜカウンターを変えることすら、この町はやってくれんのんですかね。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）まず、住民票等の発行状況については、先ほど総務課長の方も申しましたけれども、本町の場合、交付人数の割合が多い。それに加えて通路と、それから待

機をしていただく椅子とが混在しております。そういう観点の中で交付だけの方については高いカウンターで効率よく交付をしていきながら、それから障がい者もしくは車椅子の方々についてはですね、低いカウンターも当然隣接しとるところでございます。住民課の中にもございます。そこらあたりを臨機応変に活用して交付ができるような形ですね、職員の方も指導をしていかなければならないと思っておりますし、そういう形での対応をしていけば、議員ご指摘のような来庁者の方に不快な思いをさせるということもないということで、改めてカウンターを下げるのではなくて、工夫次第でもできるということで対応してまいりたいということでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）職員が案内するという話ですが、受付があってもたまたま職員がおらんことがありますよね。近くの職員に声をかけてください。車椅子の方が来られたり、足の悪い方が来られて、気づかんかった場合はどうなるんですかね、職員が。その方がいきなりあの高いカウンターのところに行ったらどうされますか。場所を移ってくださいって言いますか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）先ほど申しましたように、住民課の中におきましても、旅券等の窓口は低くしておりますので、そこらあたりを活用していくように職員の方は指導していかなければならないというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）どう考えても今の答弁聞いとるとカウンターを下げるつもりはないようなんですが、ただあそこだけ高いのもなんか違和感もございますし、来年の4月の機構改正で高齢者対応の課を新設するようなんで、あんまり深くは言いませんが、住民の方に行ってみれば住民票取りにきたら、車椅子だろうが何じゃろうが、そこの看板見て行くわけですよ。行って、また動いてくださいいうのも失礼な話と思うんですよね。こちらへどうぞ、あちらへどうぞ。その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）先ほども答弁で申し上げましたけれども、本町の場合は住民票等々の交付についても非常に来客の方が多くございます。そこらあたりで低いカウンターにするということになりますと、非常に対応時間も長引くということと、それから待機をしていただくような椅子のスペースも十分ございませんので、先ほど申しましたように、

単に交付だけという方についてはですね、なるべく早い時間で処理が、対応できるような形で事務を進めたいと。障がいをお持ちの方、それから車椅子等々の方については低いカウンターもございますので、そこらあたりをうまく使い分けながら十分に対応したいということでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）あんまりしつこくやっても変わりそうにないんですが、最後、採用した職員を3年以内に派遣しているという答弁が町長の方からなされたと思うんですよ。職員の最後の対応の部分に関しては、個々の職員によってまちまちになっとんじゃないかなと思うんですよ。先日うちの近所で不幸があって、家族の方が死亡届出しに来られたと。その方は職員の方に非常によくしてもらった、親切にしてもらったと。書類はややこしかったと言われましたけどね。その辺どうなんですかね。たまに聞くんですよ、こういった個別の職員に対するクレーム。まあ無愛想とか、つっけんどんな物言いするとか、その一方すごい親切にしてもらった。その辺の管理はどういうふうになっとるんですかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今のようなご指摘は議員の元だけではなしに、私の元にもいろいろ、挨拶ができないとか態度が悪いとか、いろいろ届きます。先日も幹部職員に対して若手の職員をもっと教育しろと、後ろから見ていただけではなしにその都度注意しろと。どの職員が応対しても、少なくともそういった態度によって不快、内容によってはやはりどうしても意に沿わない場合もありますから、それはあると思いますけども、そういった応対によって不快な思いはさせることのないようにという指示はしておりますし、できるだけ時間がありましたら1階のカウンターその他を時々歩いてみて、そういうのを気がつきましたら、個別職員ないし課長に対して指示を出しております。ただ残念ながらその指示がまだ行き届いているかというのと、やはり私自身が見てもまだ末端の職員まで行き届いておりませんので、その部分につきましてはおっしゃる民間研修とかではなしに、本来役場の中の研修でもって、もっと徹底をさせたいと思っております。ちょっと縷々申し上げましたが、結果がまだ伴ってないということは十分に自覚をしております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）次に児童クラブの方の再質問に移ります。やはりまた同じように難しいと

の答弁がなされましたが、なぜ他の市町でできることが、海田町ではできないのでしょうか。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） これまでも答弁させていただいておりますが、他の市町では8時からもちろん多くの市で開設されてるんですけど、終わりの時間は18時までとなっております。海田町では今、8時半から19時の10時間半の開所ですので、現状としてはそれよりも海田町の方が長く開設している状況から、そういう状況が起きているものと思われまます。

○議長（久留島） 住吉議員。

○5番（住吉） うちには終わりが遅いけええでしょというふうに聞こえるんですが、町民の皆さんにとってはそうはいかんわけです。特に朝の忙しい時間帯、8時半から、市内に通勤される方、それじゃちょっと間に合わんわけですよ。実際、夫婦揃って8時半が始業開始というところもございます。ましてや今、ひとり親家庭も増えてきております。確か以前調べたとき、全世帯の1割ぐらいがひとり親家庭じゃなかったかと思うんですよ。そんな状況において、たった30分であっても、その方にとっては大変なことなんです。1年生なんていったら、ついこの間まで保育所行きよったわけですよ。その保育所は朝7時頃から開いとんのに、なぜ児童クラブは8時半なのか。これ前も言いましたね、私一般質問で。同じ保育でありながら、保育所と小学校の児童クラブで開始時間がこんなにずれる、これがまともな住民サービスと言えるのか、福祉と言えるのか。難しいです、わかってます、そんなことは。難しいことをやるのが我々の仕事でしょう。簡単なことしかせんのだったら、そんなもん職員いらんじゃないですか。学生のバイトやボランティアでやれやいう話でしょう。難しいからこそやらんにやいけん。要望があがってるでしょう、いっぱい。なぜそれが難しいの一言で終わってしまうのか。他の市町はPTAや老人クラブや自治会にも協力してもらってますし、学校の先生に協力してもらってるところもありますよ。そういったこと全部考慮した上でできないんですか、この町は。

○議長（久留島） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井） 海田町の場合、指導員の質、児童クラブの質を保ちたいという部分がございます。以前学生アルバイトを雇った時期もあるんですが、指導に差が出てくるというふうなこともありまして、現在そういったことをやめております。ですから、

できるだけ指導員については、そこらの質を確保する意味でしっかり面接を行って確保していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）質云々、とにかく朝の30分預かってもらうだけ、それこそ地域のボランティア、PTAでもお願いすればやってもらえるんじゃないですか。まず聞きましょう。PTA等に協力の要請はしたことありますか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）PTAに協力を依頼したことは現在のところございません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）検討してないというのがおかしいでしょう。一般質問これで3回目ですよ。ほかの方もされておりますが。そういったところへ協力をお願いして、お願いして、できません言うならわかります。しとらんじゃないですか、努力を。その上で難しいです言われても、町民の皆さん納得すると思いますか。逆に今度、夏休みは嫌でも学校に先生方が出ていらっしゃると思うんですよ。教育委員会に対して話はしたことありますか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）教育委員会と協議を以前したことはございます。しかしながら、教育委員会の教員の先生方も、夏休みと平日の勤務時間が違うこと、業務内容が違うことから、常時お手伝いをするということではできないというふうに回答をいただいております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）じゃあ、今後これどうやって改善するんでしょうか。難しいです、できません。町民の皆さんの要望があがってるわけですよ。町民の皆さんの要望に応じていくのが我々議員でもあり、行政の仕事じゃないんですかね。これどういうふうに改善されますか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）確かに開所時間であるとか、質の向上については、子ども・子育て支援新制度の中でも課題とされておりますので、今後国の方で運営であるとか、設備のことについて、基準を定められるとされております。またこれを踏まえまして、町ではニーズ調査を行うとされておりますので、その中で地域のニーズを拾い上げながら、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）その国の云々かんぬんというのはいつの話ですか。

○議長（久留島）こども課長。

○5番（住吉）現在のところ、平成25年度中には国が考え方を示すとされておりまして、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から進められるとされておりまして、平成26年度中には具体的な検討に入れるかと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）26年度検討、27年度開始、じゃあこれからの2年間はどうすんですか、その間。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それまでの間はファミリーサポートセンター事業を現在も利用されている方が常時10人はいらっしゃいますので、そのあたりを説明しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）ファミサポもいい制度なんですが、利用してるのはたった10人でしょう。ニーズに合っとならぬんですよ、なんだかんだ言うて。先ほどニーズ調査という言葉が出てきましたが、調査せんでも要望があがるとはならないですか、早めてくれというのが、前から。いろんな議員が一般質問でなくても、多分こども課に行くとおもうんですよ。こういった要望があるんじやが、なんとかならんか。それがずっと難しいです片付けられとんですよ。他の市町はいろんな努力をして、把握、開所しとるわけですよ。指導員の質の問題とおっしゃいましたが、親御さんにしてみれば、まずその前に預かってちょうだい、仕事に間にあわん、そういう問題があるんですよ。この2年間でいったいどうするつもりなんですか。確かに2年後にまた新制度になるんでしょう。指導員の資格云々の話も当然出てくると思いますが、まず目先の2年、たった2年って行政は思うかもしれませんが、住民の皆さんにとって2年は大切なんですよ。2年間小さい子どもを行政に預けて仕事をしよるわけですよ。それで食っていきよるんですよ。ひとり親家庭どうしますか。ほかに預かってくれる人、誰もいません。この2年間でいったいこども課としては、この児童クラブの開所時間が遅いというのをどうやって解決されるおつもりなんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

- 福祉保健部長（臼井）先ほど申しましたように、職員の確保の問題でございます。職員の確保には努めていきたいと思っております。その応募状況によって、そこらあたりは検討していきたいと考えています。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）職員の確保って、結局、質の問題云々かんぬん言うわ、PTAにも話したことないわ、まともに確保しとらんじゃないですか、努力を。どういった形で職員の、指導員の確保に向けて努力されていくんでしょうか。
- 議長（久留島）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（臼井）職員の確保につきましては、ハローワークあるいは広報、ホームページ等で職員の募集をかけていくこととしております。ただ、現在勤めております指導員等々の情報収集にも努め、職員の確保に努めていきたいと思っております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）早急にお願いします。もう夏休みすぐですよ。あと1か月半もすれば夏休み始まりますよ。また保護者の皆さんに苦勞かけますか。これ以上聞いても答え出てこんでしよう。だけどよう考えてください。1か月半後に夏休み始まりますよ。また親御さん苦勞しますよ。それで子育てしやすい町かいなんて。次、最後、福祉避難所の再質問に移ります。先ほど町長答弁の中で地域防災計画で指定とございましたが、これはいつできあがりますか。
- 議長（久留島）生活安全課長。
- 生活安全課長（丹羽）本年度策定する予定としております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）他の市町に比べて遅れとるような感じを受けますが、それはなんか特別な理由があるんでしょうか。
- 議長（久留島）生活安全課長。
- 生活安全課長（丹羽）県の浸水想定とか、そういったものも勘案しながら策定したいということで、今年度策定を予定したものでございます。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）最近、防災関連の質問が出ると、県の浸水想定云々かんぬんいう答弁がよく出るんですよ。でも他の市町はそれを待たずにどんどん進んでるわけですよ。熊野は浸水に関係ないかもしれませんが。なんか海田防災に関しては遅れてますよね。福

祉避難所がない。最近のマスコミ報道では、避難所の取り合いが起こる。誰が避難するのはおかしい、誰を帰すか。現実問題、そんなことできやせんんですけど。特にこの福祉避難所、実際狭い所に大勢の人が押しかけますよね、大規模災害時。そういった中でこういった方々を押し込めておくと、せつかく助かった命すら失ってしまうと。場所の指定すら県の浸水想定すら待たんにやできんのかと、不思議なんですよ。それがなぜ今年度中というこれまた緩い答弁が出てくるのか、不思議でなりません。最低でもまず1か所つくって訓練し、それでまた地域に分ける、そういった方法もとれると思うんですが、これあと1年間やっぱり待たんにやいけんのでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）先ほどの福祉避難所の指定につきましては、議員ご指摘のように本町では今までしておりませんが、今年度防災計画を見直す中では指定をしたいということでございます。福祉避難所につきましては、一般の避難所とは区別した避難所となりますし、それから要件もバリアフリーであるとか、施設の耐震上問題ないとかいうこと等々がございます。今、計画の見直し作業中でございますが、担当部署としましては、町民センター、それから福祉センター、それからひまわりプラザ辺りが公共施設としては該当するのではないかとということで、今検討しているところでございます。それからそれ以外においても、いわゆる民間の施設、老人介護施設等々、それから医療機関等もございますので、ここらあたりも、これは将来的な課題になろうかと思いますが、協定を結ぶ話をしていきながら、それらも加えたもので最終的には福祉避難所の指定を考えたということでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）確か今日の新聞だったと思うんですよ、三次市が福祉避難所を13か所指定した、三次だったかな。やはりそれも民間を活用しておるんですよ。なぜ海田町はその部分に関して将来になってしまうのか。なぜ今じゃないか、なぜ同時進行できないか、不思議でならんのですよね。災害なんていつ起こるかわかんないんですよ。私がこうやって偉そげにしゃべってる瞬間に起こるかもしれませんし、実際東日本はそうでしたよね。あちこちの議会開会中に震災が起こった。いつ起こるかわからん問題で、東日本という大きな災害があってから随分時間が経っているにもかかわらず、阪神の震災からももうはるかに時間が経ちました。にもかかわらず、いまだに福祉避難所は海田町は指定されていない。もう遅れとるじゃない、遅れすぎとるわけですよ。指定すら計画

を策定せにやできんのかと、正直不思議な感覚です。ここってまず一箇所決めれば済む話ですから。そこで実際訓練もやってみる。今の答弁聞くと、地域防災計画を本年度中につくります。そこで場所決めます。それからまた訓練もします。そのあと将来、民間と協定を結んでまた箇所を増やします。時間がかかり過ぎじゃないですかね。その辺どうなんでしょう、早めることはできないんですかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、二つに分けてご答弁します。公共施設を福祉避難所に設置するという場合には、いずれも今、公共施設も一般の避難場所になっております。それで海田町の場合には特に西側で浸水区域というところをどのようにするかと。これは民間の一時避難所をお願いしたりとかいうことを努力してきたりとかしておりますので、避難所全体を見直さなければいけないのは、この防災計画の中で地元の意見も聞きながらやらないといけないと思っておりますので遅れております。おっしゃいました民間との部分につきましては、先ほどの部長答弁が後からと聞こえたらちょっと申し訳ないんですが、これは同時並行で考えるべき問題だというふうに考えておりますが、これは従来の垂直避難の問題を含めましても、やはり民間との協定というのはなかなか時間を要しますので、これは早目に、同時平行でいきますが、結果が出るのかどうかと。公共の避難所につきましては、これは本年度、従来ずっと防災について地域防災計画の中でとずっと言ってきておりますし、今回もほかの議員の方からもほかの質問が出ておりますが、それらを全部含めまして、年度内にやりたいと思っております。逆に皆様方のご意見も聞かなければいけないというところがございますので、本年度中につくりますけども、また後日、議会との調整というのもスケジュールを詰めさせていただきたいと思っておりますが、年度内というのは少し待っていただきたいと。これを早めるというのはなかなか。あと防災会議の議決も得ないといけないと、手続きの方がそういう形になっておりますので、先ほど課長、部長申しましたように、年度内の策定ということで、これの前倒しは非常にちょっと難しいかなと、そういうふうに思っております。

○議長（久留島）3番、兼山議員。

○3番（兼山）3番議員、兼山です。本日は大きく3点質問いたします。まず1点目、平和教育について。総合的な学習の時間で学習している平和教育について、平和教育に対する取り組みは町内各小中学校が一貫して当然ではありますが、現状についてはどのようなになっているのでしょうか。2番、平和学習としての夏季登校日にかわる本町平

和教育の取り組みは、これからどのように位置付けをし、どのように子どもたちへ伝えていくのでしょうか。3番、8月6日の平和式典日について、広島市の公共施設は休館になっています。隣接する海田町においても平和を継承する考えは広島市と同様であります。よって、当日は町内施設を休館にするとか、8時15分には全ての町職員が自宅で黙とうできるよう職務、執務開始時間を遅らせるとか、変動時間変更の取り組みをするべきである。8月6日について本町としての平和に対する姿勢を町民の皆様や若い町職員といった次世代へ継承していかなければならないのではないのでしょうか。2点目、カーブミラーの支給について、カーブミラーの設置について私は平成22年9月の定例会の一般質問で徳島県は藍住町の例をあげ、地域での要望があれば、住民自らが設置するカーブミラー設置補助制度を検討してはどうかと質問しました。執行部からは、制度は困難だが、理解いただける形で設置を心がけるとの回答であります。ここ数年の予算状況から見ても、町民からの設置要望件数に応えられるだけの予算数字とは言えない。カーブミラー設置助成が困難ならば、カーブミラー本体等は町が購入、要望があれば要望に沿えるサイズにあった大小のカーブミラーを地域へ支給し、その設置、維持、管理は当該地域へお願いするなど、多くの声に応えられるようにしていくことが妥当と考えるが、再度、カーブミラーについて質問いたします。3点目、避難所名先と海拔明記について、平成24年12月の定例会の一般質問で私が質問しました避難所名と海拔の明記については、平成25年4月の広島県防災条例を待ってからの町の方針を打ち出すとの回答であります。検討結果を併せて、現時点の町の方針を問います。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）兼山議員の質問の1番目のうち、1点目、2点目については教育委員会から、それ以外については私の方から答弁いたします。まず、平和教育についての3点目の質問でございますが、町民への影響がありますので、8月6日の平和式典に併せて公共施設の休館や役場事務を休止することは考えておりません。また、広島、長崎の原子爆弾投下時間のサイレンの吹鳴にあわせ、職員各自で黙とうしており、執務時間の変更は必要でないものと考えております。続きまして、カーブミラーの支給についての質問でございますが、自治会で設置、維持、管理ができる場合に限り支給するよう、昨日から受付を開始しております。続きまして、避難所名と海拔明記についての質問でございますが、避難所名と海拔の表示については、必要なことと認識し、実施してまいります。表示する場所については、議員ご提案の場所も含め検討しているところでござい

す。それでは、残りにつきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）平和教育についての質問でございますが、1点目については、海田町では小学校6年生において平和学習を位置付けております。その中で語り部など、外部講師の話聞き、当時の様子や人々の願いを知るとともに、戦争の悲惨さを知り、未来の平和な世界を築く必要性を学習しているところです。この小学校の学習を踏まえまして、中学校では道徳の時間等において世界の平和と人類の幸福のため、自ら貢献する態度を養うなどの学習につなげています。2点目については、現在、平和学習のみに特化した夏季登校日は設定しておりませんが、年間を通して、例えば3、4年生で使用する社会科副教材かいたを活用して、8月6日の原爆投下当時の海田町の様子を取り上げ、平和の尊さを学ぶなどの取り組みを行っております。教育委員会といたしましても、こうした取り組みが更に充実するよう、学校を支援してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）それでは平和教育についての再質問をいたします。まず、平和教育についての1点目と2点目につきましては、学校の取り組みについてでございますので、聞かれたとおりにですね、子どもたちが大人になった時でもですね、10年後、20年後でも平和に対する思い、これ平和は当たり前という思いは非常にいいんですが、平和っていうのはすごく大事なことです。それをずっと広島県の県外の方にもですね、伝えられるように何とか学習の中で取り組んでいっていただきたい。そのためにはやはり教育長ですね、考えを、また中学校、そして小学校ですね、トップダウンできっと手腕を発揮していただけるよう、その思いを伝え、しっかりと教育委員会を通して学校の方に伝えていっていただきたい。そのような一貫した、もう一度お聞きするんですが、一貫した教育長の考えを中学校、小学校の方にきちっとお伝えできるようなシステムにこれからなっていくんでしょうか。クラス間の温度差がないような、そういう取り組み、平和教育に対する取り組みですね、こちらの教室ではきちっとしてるんだけど、こちらの方ではあまり平和教育の方をしてないと、そういうふうなことにならないように、そういうふうな形で一貫して、それが伝えられるようにしていただけるんでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）平和教育に関しましては、今年度、県の教育委員会の方で具体的な教材

を策定する予定にしております。これは今年度から始まりますので、当然海田町としてもその教材というものを活用して平和教育を実施していくと、この取り組みを進めてまいります。その中で校長会でありますとか、教務主任会でありますとか、そういう平和学習の研究を担う主任等に対してしっかりと指導はさせていただきますし、またその検証もいろんな会の中でしていきたいと考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）やはり他県から見ればですね、海田町も平和都市広島というふうに位置付けられています。ですので、広島市の子がですね、転校してきて、海田ではちょっと平和教育が少ないなというふうにちょっと実は耳にしておりますが、それをカバーできるようにですね、中身を充実していただいて、平和教育をしっかりと浸透していただきたい、そのように期待してます。そして3番、住民サービスの低下のようなことを招くようなふうに聞こえたんですか、そのような認識の答弁でよろしかったでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）町長が申しました、町民への影響がありますので、式典にあわせて役場の事務を休止することはできないというところがございますけれども、海田町におきましては、この8月6日は広島市と違いまして通常勤務の日でございますので、今これを休みにしてですね、町民に影響が出てはいけないというところで答弁をさせていただいたということです。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）休みにすればいいっていうことも形的にはですね、必要かと思うんですが、最終的には心だと思いますので、この8月6日をですね、忘れないという気持ちは、こちらの方が大事ですので、時間的にも15分という、8時15分という時間帯も考慮してですね、これを今の職員の職場の中でですね、早く来られる方もいらっしゃると思うんですが、ご年配の方が若い世代にですね、どのように伝えていかれるのかなというところも、私は実は微妙に思ってますので、お休みにするっていうことは考えてないということであれば、1年に1回こういう日がありますが、これについて職場の方、役場の方ではどのように若い世代の方に伝えていくのか、ここについてちょっとお聞きします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）平和関係の事業といたしましては、総務課の方では2年ほど前から役場のロビーで原爆の写真展、それから平和記念都市なんかの記念ポスター展をここ2年

間開催するようしております。昨年度も今年度もですけども、職員の方を市民の集い等々に参加させてですね、被爆証言を聞く、そういう研修に参加をさせたりしております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）8時15分についてですけど、こういう時間帯ではございますが、やはり皆さんそれぞれの思いの中で伝えていくべきだというふうに私は考えております。ぜひとも若い世代の方にですね、平和ということですね、ぜひ伝えていただきたい。ですので、これをまた強制はできないというふうに私は解釈しているんですが、やはり黙とうができるように、職場の担当部課の中でですね、もうじき来ます、8月の方は。そのことについてやはり少し考えていただきたいんですが、この分についての答えをお聞きします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）8月6日の8時15分につきましては、サイレンの吹鳴とともに来庁しておる職員については黙とうしております。さらに8月の9日、それから8月の15日、それぞれ11時2分、正午についてもそれぞれ黙とうをしておりますので、改めて平和の伝承を職員にしなければならないということはないのではないかというふうに考えてます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）広島市内の方はですね、8月6日の時間帯が近づきますと、バスとかですね、電車の方はやはり止まるんです。そして1分間の停車が始まります。これはやっぱり広島市の取り組みの中の黙とうをするためのですね、時間を設けているんですが、循環バスについてもですね、そのようなことは考えることはないでしょうか。

○議長（久留島）町民サービス室長。

○町民サービス室長（石田）現在のところは考えておりません。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）考えないというんですが、考える今度お考えはありませんか。ご検討もないですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）循環バス等だけではなくて、一般町民の方の黙とうも大事でございますので、そこらあたり周知を十分していきたい。それから循環バスについては、運行の

時間を待たれてる方々等々もごございますので、すぐに結論というわけにはまいらないというふうに思っておりますので、そこら辺りは今年はちょっと無理かもわかりませんが、少しちょっと研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）ぜひ研究をしていただきたいと考えてます。広島市とのですね、気持ちの中では温度差がないようにしていただきたいと。やっぱり隣接する海田町ですから、同じ思いだということを持ち続けていただきたいというふうに感じます。次に、避難所名のことについてなんですが、検討するということですので、ただ検討する中である程度想定はされてると思うんですが、広島県の方もまだ定まってない情報も聞いております、防災条例の方ですね。それを待ってからになります、待ってから始めると時間がかかりますので、ある程度海田町の方でも、ある程度想定はされてると思います。その場合に今現在何箇所ぐらいを設置想定してるんですかね、海拔の表示、明記についてですね。大まかで結構ですが、何箇所ぐらいを検討されてるか、ちょっとお聞きします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）現在、まだ地域防災計画の中で検討しとる中でございますので、具体的に何箇所ということは考えておりませんが、県の方でいろいろと新聞報道でもございましたように、県の方で優先順位を定めて表示をするということでございますので、海田町もそれとは重複しないような形で、浸水想定を考慮しながら表示していきたいと考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）今の県との調整なんですが、表示方法ですね、国交省と統一したものにするのか、そこら辺は海田町独自でされるのか、そういったことは全く検討、考えていらっしゃるんですか。今もう既にそうなった場合は、統一化するというふうな考えがあるんでしょうか、どちらですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）防災計画につきましては、先ほど課長も申しましたように、防災計画の中で位置付けをはっきりして前向きに実施していきたいというふうに考えておりますが、表示内容については防災会議、それぞれ専門家委員もいらっしゃいます。それから国土交通省の方々もいらっしゃいますので、そこら辺り意見を踏まえて、独自のものつくっていくのか、あわせたものにしていくのかという意見を踏まえて、結論を出して

いきたいということでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）循環バスの方のバス停にも張っていただきたいというふうに、冬場に私が質問したんですが、これについても検討はされているということではよろしいでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）議員ご指摘いただいた循環バスのバス停に表示をしていくのがいいのか、それからほかの公共施設等もございますので、ここらあたりも表示をした方がいいのか、それらも含めて、これは検討していくということでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）続きましてカーブミラーの支給なんですけど、これは確認としての再質問になりますけど、今回のカーブミラーの支給に至った形跡というのは、やはり22年の9月に答弁がありました、理解いただける形で設置を心がけるといふところからの答えというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）平成22年に議員にご提案いただきまして、調査、研究をさせていただきました。自治会等の要望件数も考慮させていただきまして、この度、実施することとさせていただきます。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前11時37分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

7番、桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。本日は3点について質問をさせていただきたいと思っております。一つ目は、ひまわり大橋の維持管理についてでございます。ひまわり大橋は平成5年8月に多くの資金を投入し町の活性化シンボルとして建設をされた橋だと認識しております。また、当時は橋でのイベントなどを行い、橋を利用される町民も喜んでいただいております。今でもイベントこそないものの、ライトアップなど、橋を通行する町民にとって癒しになっている。また、町のホームページにもひまわり大橋の景

観を紹介しているが、完成後の数年経過により橋の欄干などで塗装がはがれ、茶色がかった下地があらわになりつつあります。こういう状況のまま、町のホームページで一般に公開をし、海田町に来て見てがっかりされるのではないか。このことを踏まえて、次の点について質問をいたします。一つ目、町の活性化やまちづくりにとって、現在のひまわり大橋の位置付けは町としてどのようになっていますか。二つ目、町のホームページで公開しているが、橋の状況を把握しておられるのかどうか。三つ目、橋のメンテナンスはこれまでどのようにされているのでしょうか。四つ目、ひまわり大橋の塗装を行う計画はあるかでございます。大きく二つ目は、瀬野川に生息する鳥類等を紹介した表示板の整備についてでございます。瀬野川にはカワセミをはじめとした多様な鳥類が生息しており、河川敷を散策する町民が観察するなど、町民にとって自然と触れ合う憩いのひとときになっています。海田町においても瀬野川に隣接する公園など、瀬野川で見ることのできる鳥類を紹介した表示板を設置してはどうか、お尋ねをします。大きく三つ目、町営住宅の駐輪整備についてでございます。海田町はコンパクトな市街地が形成されており、自転車で町内のたいていのところに行くことができます。自転車は温暖化ガスを出さないで、地域温暖化対策にも貢献をいたします。健康増進にも寄与します。町内マンションなどにはたいてい駐輪場が整備されておりますけれども、町営住宅については第2蟹原住宅にしか駐輪場はありません。残りの町営住宅には駐輪場がなく、敷地内に自転車が散乱している状況でございます。海田町においては、第1蟹原住宅など老朽化しており、建て替えを含めて検討するということでありましたけれども、昨年度町営住宅の長寿命化計画とあわせた検討の中で、現在の住宅を維持、使用するという方針が出されました。このため、現在の建物を引き続き使っていくということですが、全ての町営住宅に駐輪場を整備すべきと考えますが、整備されるおつもりはありませんか、お尋ねをいたします。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問に答弁をいたします。まず、ひまわり大橋の維持管理についての質問でございますが、1点目については、ひまわり大橋は瀬野川の河川環境整備事業と連動し景観形成の核として、また、海田町のシンボルとして整備された歩行者、自転車専用の橋であり、現在もその位置付けに変わりはありません。2点目については、橋の状態は把握しておりますが、町のシンボルであるため、橋の役割や特徴などについてホームページにおいて紹介しているものであり、今後ともPRに努めてまいりた

いと考えております。3点目につきましては、これまで大規模な修繕は行っておりませんが、照明灯や木製ベンチ等の付属物については、必要に応じ修繕を行っております。4点目については、町のシンボルとしての役割を踏まえ、変色と劣化の程度を調査し、塗装工事の実施について検討してまいりたいと思います。続きまして、瀬野川に生息する鳥類等を紹介した表示板の整備についての質問でございますが、瀬野川の魅力の向上につながるものと考えておりますので、専門家などのご意見をお伺いしながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。続きまして、町営住宅の駐輪場整備についての質問でございますが、現在の敷地及び周辺状況を踏まえ、どの程度の駐輪場が設置可能か検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）再質問させていただきます。大きな1番目のひまわり大橋の小さい2番目の質問でございますけども、町のホームページで公開しているが、橋の状態を把握しているかという質問の答えになっていないと思いますけども、橋の状態を把握しておられるのでしょうか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）橋の状態につきましては、把握はいたしております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）1988年、89年に当時、竹下首相でありましたね。これが交付された1億円ですね。これはふるさと創生事業の1億円だったと思いますけども、これをもとにこの事業がやられたと思いますけども、このひまわり大橋の元々の目的というものは、環境を重視したふれあいシンボルの橋という位置付けであったと思います。当時、9億7,000万円、この費用をかけてつくられた、大きな税金を投資されたというふうに認識しておりますけども、間違いありませんか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）間違いございません。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）本来であればね、歩道橋という位置付けでなくて、海田町の交通アクセスを考えると自動車が通れるような強度のある橋をつくられるべきだった。これを言っても仕方ないんですけども。海田町の財産として海田町はこれからこのひまわり橋をどういうふうな橋にしていきたいという認識でおられるか、お尋ねします。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）ひまわり大橋は全国的にも特徴のある橋ですので、その内容を後世に伝えるためにもこれからも積極的にPRしていきたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）その割にはですね、やはり風化、劣化が進んでいる橋を置き去りにしている。確かに状況を把握してるっていう話が企画課長からありましたけども、それをおざなりにしていいのかという話になるんですね。町のホームページを見ましても、赤茶けた色が出てる写真がそのまま写ってるんですよ。海田町のシンボルだというふうに位置付けられるのは、おかしいんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）確かにご指摘のようにですね、一部お見苦しい点があることにつきましては率直に申し訳ないと思っておりますけども、海田町のシンボルとしてですね、大変貴重なものであるという認識のもと、橋の特徴でございますとか、そういったデザインの内容につきましては、やはり町内外にも知っていただく必要があるということで認識いたしておりまして、そういうことから今後もですね、PRに努めていきたいというふうな考えでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）話の整合性がとれてない。そういう町のシンボルという位置付けの橋がですね、塗装がはげて、錆止めの赤い地肌が出てるということは、今日、昨日に始まったことではないいふう感じておるということですね。オルゴールですか、音楽を奏でるというふうなPRですけども、朝8時と12時と6時。私、6時に行きましたけど、30秒程度音楽が鳴りました。これは健在でした。ただ、あとたくさんやらなきゃいけないところというのは維持管理の中であるんですね。例えば先ほどの町長の答弁の中で、劣化、風化の状況を見ながら塗装を進めていくという判断ですけども、これ専門家っていうものに見ていただいて、どれぐらいの程度が、じゃあ劣化、風化っていうふうな判断をされるのか。じゃあどの程度なら、これから塗装していくのかという判断はどこでされるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）これまではですね、まず橋の点検については安全第一ということで、例えば損傷があるとか、そういった問題で安全性に重視した視点でですね、点検をして

おりました。しかし先ほど来からご質問がございますように、シンボリックな橋でございますので、今後につきましては、美観的な観点も踏まえてシンボリックな橋については修繕のあり方を考えていきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）どの程度なら塗装するのか、しないのかという質問をしたんですけども、それを教えてください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）一般的な考え方でございますが、橋が腐食、塗装がはがれて腐食をしている状況であれば修繕の方をしてまいります。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）それでは、今の状況では塗装はし直さないという判断に聞こえるんですけども、間違いありませんか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）先ほど答弁しましたように、今までであれば安全第一の観点であれば腐食はしておりませんので、修繕の対象にはしておりませんでした。今後はシンボリックな橋であるということも踏まえて、美観的な観点も修繕をする意味では検討していかなければならない事項であるという具合に考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）確かにそうだと思います。安全強度というのについては、これは当たり前の話なんですね。安全・安心である橋。一つ聞きますけども、近くに明神橋、つくも橋、たくさんありますけど、ほかの橋とこの海田町のシンボルであるひまわり大橋、これはどういう形の位置付けになってるんですか。同じですか、違いますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）つくも橋とかは県の管轄の橋になりますので、やはり町としましては、先ほど来企画課長等もご答弁しておりますが、ひまわり大橋についてはシンボリックな橋でホームページ等でも公開しておりますので、その位置付けは今後も変わらないという具合に考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）今後も変わらないという話になると、先ほど言った、今の塗装がはげてる、腐食してるっていう話、腐食をすると工事費がかかるんです。今の段階で塗装し直すと

いうことは、塗装費が安く済む。腐食をすると工事費用が高くつくんです。そうならないうちに塗装し直すと、そういう考えは町としてできませんか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今の現状でございますけれども、橋の塗装には何層にも分けて塗装してまいりますけれども、現在の状況は表面の上塗りの部分がございますね、塗装が劣化をしまして、中塗りという茶色の部分が見えているものでございます。先ほど来課長の方から答弁させていただいておりますけれども、若干ですね、その中塗りも傷み、そして橋の構造体である鉄の部分が若干錆びたぐらいのところでございますね、錆を除去し、そしてまた再塗装するというのが一般的な橋りょうの補修の形でございます。ということになりますと、一般的な事例で言いますと、ひまわり大橋については中塗りの茶色の面が出ている段階でございますので、一般的な事例で言えば、まだ塗装し直すという時期ではないということでございます。ただし、先ほど来課長の方が答弁しておりますように、それではこの橋はまずいのではないかとということでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）まず、この橋に位置付けっていうのがですね、景観を重視した海田町のシンボルと。9億7,000万円、費用をかけられてつくられた、平成5年に施工された、もう20年余りたっておりますね。そういう意味では、海田町はホームページに載せて、海田町へ来てください、西国街道、ひまわり大橋、たくさん見るところありますよ、そういうアピールをされてるわけですよ。それにもかかわらずですね、ホームページに赤い地肌があらあらと現れた写真が載ってる。これはちょっと海田町として財産を管理する維持管理の面からして、どうなのかなと思うんですけど。認識の違いって言われれば、それで結構ですけど、されるっていう方向性で考えられるということではできませんか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）これまでの考え方でいうと、塗り替えるという段階ではないという判断をしておりましたけれども、今答弁を続けておりますように、シンボリックな橋であるということから、少しその考え方を塗装工事の実施についてですね、検討するという形でございますね、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）それではそういう方向で今後ね、考えていただきたいというふうに思います。本当に海田町にはいろんなたくさんの自然があったり、見るものがあったりするん

ですけども、これといった目玉がないんですよ。前はふれあいフェスタですか、かいたふれあいフェスタって言って海田市駅で大きな一大イベントがありましたけど、今ありません。そういった意味では、今、海田市駅を乗り降りされる乗客の方、1万8,000人ありますけども、その1万人あまりの方が南口ですか、大勢の方が北口より南口の方が多いんですよ。その方があそこを通行されていらっしゃる。その中で何とまあ高い税金を投与しながらひまわり大橋はつくられた。これ何の意味があるんか。意味のない橋じゃないかいうふうに思っている。実際にそういったことを言ってこられるんですよ。塗装ははげてる、これ海田町は何をしよるんだ。皆さんの税金で皆さんに景観を見てもらう、最初の位置付けっていうのがやはりシンボリックな橋って先ほど言われましたね、景観を重視したシンボリックな橋っていうふうな言い方で紹介されているわけですよ。でも時期的なものがあるんでしょうから、執行部の方がいろいろお考えになって、今の現状を見ていただいて、橋の両サイド、入り口ですね、維持管理しているかどうかわかりませんが、タイルが目地がはげてる、そこへ雨水が入ってる。それでそこからバチバチ水が漏れている状況ですよ。そこが真っ白くなって見るに見かねない状況になっているということもご存じのはずですが、ここの認識はいかがですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）現状把握しております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）どうされますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今のことも踏まえましてですね、修繕対策の方を検討していきたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）よろしく願いいたします。それでは、次にまいります。ひと輝く・四季彩のまちかいた、こういう海田町にはキャッチフレーズがあります。数年前までは瀬野川へ子どもたちが絶対入っちゃいかんと言われてきた瀬野川が、自然が戻ってきているということは、皆さん、建設、都市整備の方、一生懸命努力されていらっしゃるというふうに認識しておりますけども、今、行政、地域住民、それに地元企業の方が一緒になって、瀬野川を見つめてきていらっしゃる。海田市駅南口にも瀬野川を紹介した看板が立っておりますけども、大変いいことだと思います。その中で、今、川へ住んでる魚たち、

飛来してくる鳥たち、たくさんの動物が瀬野川へ来てございます。近隣の地元住民の団体の中から子どもたちを連れて瀬野川を楽しむ会であるとか、瀬野川を探索する会であるとかっていう地域住民の方、この方がたくさん子どもたちを紹介、連れてきておられます。その中でポイントっていうものがないんですよ。ただ自然に触れ、自然に楽しむ、これはこの海田町では瀬野川以外ではないというふうに私は感じております。その瀬野川をもっと大事にしていかなきゃいけない。子どもたちが子どもたちに次の世代につないでいかなきゃいけないというに思っておりますけども、瀬野川へその看板を立てる。冬と秋とか、通年いる鳥とか、サギとかカモとかってたくさん鳥類がいますけども、これらを紹介する看板いうものを積極的にこれはつくっていかなくちゃいけない。広島市の安芸区でもそういった瀬野川に住む鳥類を紹介したパンフレット、これをつくってらっしゃいますけど、海田町ではどうされますか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）先ほど町長が答弁いたしましたように、瀬野川の魅力をPRするためにも、できれば来年度予算で看板の予算を計上するよう、今から調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）先ほど言った地域住民の方、この方がね、年間500名ぐらいの子どもたちをね、瀬野川へ引率してきているんですよ。そのためにはね、周りの大人たちが着いてきて、一緒になって安全を考えながら、瀬野川の自然を楽しんでる。そういう本当にボランティアの団体の方が一生懸命されている中で、利水であるとか治水であるとか、こういったね、皆さんが都市整備の方が一緒になってやってらっしゃる事は承知しておりますけども、これからね、瀬野川をどういうふうに生かしていくのか。ただ散歩する、大人たちが健康維持のために散歩コースがありますけども、散歩していく。そういうものだけにあの河川敷を使うのか。今後海田町として何かプランはないのか。そこらがやっぱり海田町に今後課せられとる大きな問題ではないかというふうに考えるんですけども、いかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃるとおりだと思います。先ほど議員おっしゃいましたように、今、海田市駅の南口につくりました看板においては、瀬野川における魚を紹介いたしましたけども、鳥類につきましてはなかなか町内の団体の中にも研究されているところが

ございませんでした、なかなか認識が薄かったのですが、昨年 12 月のふれあいウォーキングにおきましては、野鳥の専門家の方の手助けを得まして、探鳥ウォーキングという形で行いました。当日私も参加しましたが、想像以上に多い鳥類が瀬野川にも生息しているんだということを改めて認識しております。ただどういう鳥というのが、まだその一回限りで私の方も詳しくございませんので、現在瀬野川にどういう鳥が生息しているかというところのアドバイスをいただいた上で、瀬野川のしかるべきところへ、先ほど部長も申しましたけども、看板が設置できるよう、それから今、南口だけ魚を掲示しておりますが、併せた形で瀬野川の魅力を周知できる方法を考えてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）よろしくお願ひします。看板を設置の方向で考えていくということなんで、期待はしておりますけども、どの位置に設置をしていくかということが一番の大きな問題ではないかというふうに思います。いくらいいものを設置しても、なんか目に見えないところであってはいけない。目立つところへ置かなきゃいけないというふうに思います。また子どもたちもね、よく見て、こんな鳥がいるんだ、こんなのがいるんだっていうことをね、やっぱり海田の自然を知っていただきたいというふうに思いますけども、鳥類であるならホームページを見たら大体のことは載っております。先ほど言われましたけども、専門家というのはどういう専門家の方に相談されるんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）昨年 12 月にお願いしました時に聞きますと、日本野鳥の会の中におかれても、それぞれの水系とかそういうところで分かれて観察をされていると。その中では瀬野川についてもある程度、通年で観察をされてるという方がいらっしゃるというふうに聞きましたので、そういうところにお聞きして、なおかつ、当日も私もよりも探鳥のポイントとかといった、当日は昭和公園でずっと観察してたんですけども、そういうポイントもあるようでございますから、そういうようなポイントに設置することで、そこらへんにつきましては今の町の職員の中ではなかなかそういう知識はございませんので、そういうような方のご助言をいただきながらしてまいりたいと思ひます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）それでは次に行きます。町営住宅の駐輪場の件でちょっとお尋ねをしたいと思ひます。周りの方々がこの駐輪場の件にしても、第 2 蟹原住宅以外に町営住宅には

駐輪場がないということでお困りになってらっしゃるという話もあります。子どもの自転車は町営住宅の階段の上に上がってみたり、大人の自転車は放置ってということではないんでしょうけども、投げてあるという形の見方をされるということです。第1蟹原住宅については、私も行きましたけどもなかなか狭い。駐輪場を設置するのはどうなんかなと思いつつも見ていきましたけども、ほかの四つのうちの三つ、この駐輪場をなんとか整備をして、あそこらに散らかってる自転車を一つの駐輪場の中に納めていけば、海田町の町営住宅としてもより綺麗に見えるいうふうに考えますけども。これはこれから先考えてらっしゃる、見ていただいておりますと思うんですけどね、この一般質問の項目に出している以上は、皆さんも確認してらっしゃると思いますけども、あの状態を今後どうやって解消していくのかいうことを海田町の執行部の方の認識をお尋ねしたい。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）駐輪場の設置につきましては建築基準法の制約、そのほかに今議員さん言われましたように、第1蟹原町営につきましては駐輪場がありませんので、自転車が方々に散らかってる状況のある中で、できる範囲で設置する方向で進めたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）切に要望しまして、質問を終わります。

○議長（久留島）10番、多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。今日は3点質問をいたします。まず最初にシルバー人材センターの跡地利用について。中店のシルバー人材センターの跡地についての利用方法は検討されておりますか。そこで一つ提案なんですけども、保健センターも古くなっております。役場庁舎の移転が現在、高架事業の計画の見直しによりストップしておりますが、いつかは移転をしないといけません。現在候補地は駅南口と県海田庁舎跡地に絞られております。この保健センターとシルバー人材センターの場所を考えてみてはいかがでしょうか。町有地なので建築費も安く抑えられます。また町長の主張されておられます駅南口には、保健センターと子育て支援施設、住民課の窓口を設置できればよいのではないかと考えますが、どうか。2番目、防犯カメラの設置を。減らそう犯罪県民運動により件数は減少しております。しかし最近この近辺でも空き巣や当て逃げ事故、それから不審者の出没などがありまして、安心できない状況が続いております。犯罪の抑止力にもなり、犯罪が発生したときの捜査にも大変役立つ防犯カメラを町内に設置して

かどうか。当初は公共施設にだけでも設置すればかなり効果があると考えますが、いかがでしょうか。3番目、海田公民館にエレベーターを。公民館利用者からエレベーターを設置してほしいとの声はかなり前からあったと思います。計画はどうなっておりますか。利用者の方には高齢者も多く、できるだけ早く設置すべきと考えますがどうか。以上3点です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問の1番目、2番目については私から、3番目については教育委員会から答弁をいたします。まず、シルバー人材センターの跡地利用についての質問でございますが、これまで新庁舎の候補地になっていないことなどから、庁舎の移転先として検討する考えはございません。なお、跡地利用については、今後他の公共施設の老朽化の状況や住民ニーズなどを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。続きまして、防犯カメラの設置についての質問でございますが、必要が生じた箇所については、警察等との協議の上、順次検討してまいります。それでは、3番目の質問については、教育委員会から答弁しますのでよろしくお願いたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）エレベーターの設置についての質問に答弁させていただきます。ご承知のように、海田公民館は築後40年が経っておりまして、老朽化が著しく、耐震補強工事は実施しておりますけれども、今後大規模な外壁修繕等が見込まれ、多大な経費がかかることが予想されます。併せてエレベーターの設置ともなれば、大きな投資が必要となりますので、費用対効果も踏まえ、建て替えも視野に入れながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）では、再質問をいたします。先ほど町長が言われたように、役場庁舎の案にはまだあがっておりません。ただ今、合同庁舎と駅南口ですが、これがなかなか進展をしてない状況の中で、新しくあの場所をですね、候補地として考えてみたらどうかという質問だったんですが、全く考えられないのでしょうか。一つ検討してみていただくという方向性はないのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階でやはり2か所についてどちらかという議論が先行しておりますから、そちらの結論が出るまでは検討する考えはございません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）この2か所について、ずっと議会と町部局の方で平行線をたどっておるわけですが。合同庁舎につきましては、これは県庁舎跡地ですか、あそこについてはいずれ県が売却をされる可能性がありますよね。もしそうなった場合には、候補地としては駅南口だけということになるわけですが、それを町長狙っているのかどうか、そこはわかりませんが。そういったときに駅南口がなかなか区画整理かなり進んでおりますけど、実際にそこへ行くということになると、また議会と非常に対立する一つの原因となる可能性もあります。そのときに、狭いって言っちゃおかしいんですけど、そのときにあそここの場所というのは町有地ですから、ちょっと面積は狭いんですが、候補地としては非常に最適だと思うんで、頭のどこか一つ、隅っこにでも留めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）先ほども佐中議員に答弁しましたとおり、現在、連続立体交差の事業の進捗状況等を踏まえてもですね、また改めてこういう答弁をしますと混乱する元になりますので、前の川から渡って次の川へ渡りたいという考えのもとに相違はございません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）町長としてはそう言われるしかないと思いますが、頭の隅っこにでものけといていただければと。具体策、具体的な利用策っていうのは、先ほど答弁されたように、ほかの公共施設との絡みもあってどうするかっていうことはなかなか未定なんだろうけど、具体的な利用っていうのは、いつ頃までに、大体の目途として考えておられるのか、そこをお聞きします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）はっきりしたことはなかなか言いづらいんですが、今回議員がご質問になっております3点目の検討あたりが、今エレベーターのもし改築ですと来年度あたりに検討というふうに今までの実施計画で申しておりました。後ほど教育委員会からいろいろ答弁があらうかと思いますが、そこらあたりの検討が来年度始まるのではないかと考えておりますから、そういった中で併せて考えたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それでは次の防犯カメラですが、警察と協議してできるところから付けていきたいということなんですが、とりあえずですね、公共施設だけぐらいだったら割

と、予算かかることですから簡単には言いませんが、公共施設の玄関のところとか、そういうところには割と簡単に付くんじゃないかと思うんですが。この前ですね、そこで当て逃げ事故があったのをご存じでしょうか。それも昼間だったんですがね。日曜日の当て逃げ事故があって、その後、警察の方が中店のセブンイレブンさんで防犯カメラを見せてほしいというふうに言われておりまして、前を通る車を確認したいということだったんでしょう。ここに役場の玄関のところにあれば、それがわかると。それもあるし、隣でもこの前、火事がありました。この火事の時も結局原因がなかなかわからないみたいなんですけど、防犯カメラがここであればある程度のことはわかったと思います。できれば早めに警察と協議をしていただいでですね、せめて公共施設だけでも早急に付けてもらうということはできないでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員のご質問の空き巣、当て逃げ、不審者等への対応、まず公共施設にということではございますが、それぞれ公共施設に付けていくというのも多額の費用がかかってまいります。現在、公の施設につきましては機械警備等も行っておりますので、必要に応じて警察の方から要請がございましたら、町長答弁いたしましたように、順次検討してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）ちょっと答弁が違うとるような気がするんだけど、警察から要請があったら検討するというんですか。それとも警察と協議して、警察の方ができればここへ付けていただきたいというふうな話で、お互いの話し合いの中でやるのか。それとも警察の方から一方的にここへ付けてくれんかという話がなかったら付けないのか、そこを明確にしてください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）従来の経緯を申し上げましても、例えば警察の方から一定の公園に付ける必要がないかとかという協議が出てきましたり、駅の北口、南口辺りが現在の、当時付けておりました分ではちょっと不十分だがという、いろんな協議がございます。ですからそれはこちらから申し入れるとか、あちらからというかよりは、常日ごろからそういった防犯上の問題については警察と協議しておりますから、そういったところでここにあればという提案があれば、両者でどういう形で付けるのがいいかということを協議すると。こちらから申し入れる、あちらから受けるというのではなしに、互いに定期的

に協議しておりますので、その中で出れば付けるというふうに思っていたきたいと思います。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それでは公民館なんですけど、先ほど副町長が答弁されたんで、ただ耐震補強をされて、ある程度寿命が延びたんじゃないかと思う、40年経っているんですけど、新たに建て替えるにしてもですね、1年や2年じゃできるものでもないし、エレベーターもどういう取り付け方があるんかわからんのですが、外部に付けるにしても恐らく1億とか、なんかそういう金額がかかると思うんですよね。そこら辺のどうなんですかね、計画っていう、今副町長答弁されたので、建て替えの計画っていうのを教育委員会としてはどのように思っておられますか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）先ほどの町長の方からも答弁がございましたけれども、教育委員会といたしましては、来年度にも海田公民館の整備基本構想を策定したいと思っております。その構想の中で現公民館の現状把握、これを行った上でですね、エレベーターの設置であるとか、それから大規模改修などと、建て替えた場合との費用対効果、これをしっかり検証しなければならないと思っております。新築するとしたら施設規模、それから敷地条件、それから整備スケジュール、こういったものをその中でつくっていきたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それではその基本構想、計画というのを来年度ということですが、できるだけ早く出していただいて、それに伴ってまた質問させていただきたいと思えます。

○議長（久留島）2番、大江議員。

○2番（大江）2番、大江です。大きく2点について質問させていただきます。1点目、風しんの予防接種への助成金について。風しん、三日はしかをご存知でしょうか。子ども頃に経験した人もおられると思います。くしゃみ等の飛沫で感染し、潜伏期間は2、3週間です。まれに重症に至ることがあるそうですが、小児の場合、通常重くない病気です。しかし妊婦、特に妊娠初期の女性がかかると、胎児が風しんウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障、そして精神や体の発達の遅れなどの障がいを持った先天性風しん症候群の子が産まれる可能性が高いと言われています。この可能性は妊娠時期により違いがあり、12週までにその可能性が高いことが認められています。風しんの予防接種

は、妊娠中に風しんにかかることを予防し、または妊婦以外の方が妊婦などに風しんをうつすことを予防できます。今、この風しんが広がりつつあります。全国で現在 5,442 人で、昨年の 2,392 人を大幅に上回っています。広島県も平成 24 年度の感染者数が 12 人でしたが、平成 25 年 4 月 28 日現在 36 人となり、夏までが流行期なので更に増える可能性があります。そこで質問させていただきます。町長の施政方針にもあります子育てしやすい、住んでよかった海田のまちとして、この風しん予防接種に対して、妊婦の夫、子ども、その他の同居家族、20 代から 40 代の女性で殊に妊娠の希望、あるいはその可能性が高い女性、産じょく早期の女性、風しんに罹患する恐れのある方で未罹患、抗体検査マイナスの方など、以上の方たちに助成金を設けてはいかがでしょうか。2 点目、畝保育所建て替えとふるさと館について、2 月定例会でも畝保育所の早期建て替えについて質問しましたが、そのときの町長答弁の中に、保護者からの請願の動向を踏まえ、できるだけ早く再整備の方向性を決定したいと考えています、とありました。また、副町長も議会の請願の処理の動向を見きわめた上で方針を決めたいとの答弁でした。議会で 2 度目の請願書は採択されました。それなのにいまだ何も動きがないのはどうしてですか。何が原因ですか。私は今でも畝保育所の移転建て替え整備の請願書の紹介議員ですが、町中であるニュースを耳にして、少し違う方向性を考えてみました。先月のことですが、町内のある幼稚園が来年度から募集をせずに、今の園児が卒園した段階で廃園予定ということを目にしました。現在通っている保護者の方が、3 年後に下の子が行くときはどこへやればいいのかと悩んでいました。今、待機児童が多い中、園が減ると行き場のない子どもが増えるのは確実です。今までは保育業界に株式会社が新設するのに市町村から認定がなかなか下りませんでした。これからは条件を満たしていれば市町村は保育所建設の拒否ができないようになり、認定が下りやすくなりました。横浜市はこの方法で 3 年間で待機児童ゼロにしたということで、国も奨励し始めました。それに比べ、海田町はどうですか。請願が採択されても建て替えが進展せず、保育業界も変わりつつある中で何が保護者にとって一番必要なのでしょうか。何を望んでいるのでしょうか。崩れそうな保育所の早期建て替え、親が働いていてもいなくても希望する子が皆入園、入所できる園を望んでいるのではないのでしょうか。望んでいると思います。このことを視点に入れて、2 点質問します。1、従来町が運営してきた畝保育所を、民間公募で認定こども園として建て替えてはいかがでしょうか。民間にすると早期建設の可能性が高いし、また今からの時代、柔軟的な働き方にあわせての方向性を保護者に選択

させる場所づくりとしているのではないのでしょうか。2点目、これはあくまでもふるさと館が残った場合なんで、費用対効果の面で民間公募して民間のノウハウで活性化を図ってはいかがでしょうか。住民の自治に任してもらえないかの話も聞きます。保護者や議会、行政、町の今後の財政運営を考えた場合、この2案はいかがでしょうか。もちろんふるさと館の敷地に建て替えるのが、今後の財政運営ほか諸々に最適だとは思いますが、以上お考えをお聞かせください。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大江議員の2番目の質問の2点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。まず、風しんの予防接種の助成金についての質問でございますが、全国的に風しん感染者が大幅に増加している現状を考慮し、先天性風しん症候群の予防目的として、今議会に予防接種費用の一部を助成する補正予算案を提出させていただいております。続きまして、畝保育所建て替えとふるさと館についての質問でございますが、1点目については、畝保育所を民間公募で認定こども園として建て替えることは考えておりません。それでは2点目につきましては、教育委員会から答弁しますのでよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）ふるさと館の質問に対して、答弁させていただきます。ふるさと館の運営に民間のノウハウを取り入れてはと、こういう質問でございましたけれども、ふるさと館については海田町の歴史について学ぶ場として、また町民の皆様の触れ合いの場として運営しております。こうした運営については、企画展示など専門性を求められること、また、利益を生むことを目的とするものではないことから、地域住民の方に運営を任せることや民間のノウハウを導入することについては、現在考えておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）一部を助成する補正予算と先ほどお答えがありました、これはどのくらいの金額でしょうか。

○議長（久留島）補正予算は次に出ますので、後にしてください。補正予算のところでやりますので。大江議員。

○2番（大江）では、その補正予算を組んでるということですが、今いろんな県ではですね、そういう補正予算というのが、県と市町と折半して助成する動きが出始めていますが、補正予算をはっきり言えないと思うんですけども、それは県からの補助金もあって

の補正予算でしょうか。

○議長（久留島）大江議員、補正予算の中で答弁いただいてもよろしいですか。じゃあ、答弁をお願いします。福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今回の補正は県の補助金はなくて、町単独でございます。それから補正予算の金額でございますが、助成金の部分は300万円でございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）すいません、私もよくわからないんですが、これも後の補正と関係あるのかわかりませんが、助成をする対象者はどのように、これも関係あるんですかね。

○議長（久留島）暫時休憩します。再会は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午後1時53分 休憩

午後2時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。大江議員の再質問からいたします。大江議員。

○2番（大江）2番目の畝保育所の件なんですが、先ほど認定こども園にっていうことは考えてないということでしたが、今の請願書が出たままずっと期間が過ぎております。認定こども園も考えていないということであれば、今行政はこの保育所の建設に関してどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先日の保育所整備特別委員会でもご答弁いたしました。現段階では採択されました請願の中で、ふるさと館を壊してという部分について、昨年度来いろいろ議論がございます。この部分につきまして、現在教育委員会と検討しております。その部分につきまして、まず議員の皆様方にお諮りした上で、後に請願どおりにつくっていくかどうかというところについて検討したいという段階で、できるだけ早いうちに、その部分について教育委員会と検討を済ませたいと思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）請願が通ってるんですが、今副町長がおっしゃったように、請願のとおり計画していきたいということですが、そのときに今言ったように町の経営でなくて民間にすることは、先ほどしないということでしたが、例えば町有地を民間に貸してす

るっていうこと、行政の今からの収入が少なくなってくる中で、それは考えれることではないかと思うんですが、その点もう一度質問いたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町立の保育所、それから認定こども園、そういう議論の中で検討する場も出てくるかもわかりませんが、先ほど議員からご質問されました畝保育所の現在の建て替えというところでその議論を持ち出しますと、ますます建築が遅れるということが考えられますので、少なくとも畝保育所の建て替えというところに限定いたしますと、民営それからこども園の変更、そういうところは現在のところ考えておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）考えてないのでしたら、町独自で考えるとすれば、早く多分計画が立てられると思いますが、これはいつ頃、今は26年度策定、27年から施行が国の方でなりますが、それとは関係なしに、前倒しで町の方で計画をされていくんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）採択されました請願の中身につきましては、先ほど申しましたように、早い段階でふるさと館機能の部分につきましては、議員の皆様との協議の結果、結論を早く出したいと思っております。

○議長（久留島）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。2点ほどお願いいたします。町道6号線の狭い所の解消を。町道6号線の狭い道路の解消に向けて、定例会で再三にわたり改善を図るようただしたところでございますが、町として道路の狭い所の解消や町内循環コミュニティバスのサービス向上を図るとされてきました。しかし、いまだに問題が解決されず長期化していることから、次の質問をいたします。町道6号線の狭い所の解消に向けた進捗状況はどのようになっていますか。2番目に、町内循環コミュニティバスの西地区における課題解決に向けた計画と対策はどのようになっていますか。大きな2番目、保育所の安全対策は。子育て支援に対しては国の動向も気になるところでございますが、現状の保育所の安全対策は喫緊の課題であります。この安全対策に向けてどのように考えておられますか、お聞きします。以上でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁いたします。まず、町道6号線についての質問でございますが、1点目については、買収予定地の相続問題の解決に予想外の時間を要して

おります。引き続き裁判の動向を注視し、判決後は速やかに用地交渉に着手してまいりたいと思っております。2点目の町内循環コミュニティバスについては、町道6号線の拡幅状況に併せて検討してまいりたいと考えております。続きまして、保育所の安全対策についての質問でございますが、畝保育所の老朽化や西浜、幸保育所の耐震化については、早期に解決しなければならない課題として把握しておるところでございます。再整備までの間は施設点検を十分に行うとともに、修繕が必要な箇所は早急な対応を行ってまいりたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 私も現状は確認をしておりますが、町長が議員のときからの課題でもあります。この箇所はこの箇所についてでありますかね、まだ狭いところで緊急を要するところがあります。できるところから緊急にやる考えはあるかないか、お願いします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 最大のネックとなっておりますのが、先ほど町長が答弁しました裁判に絡んでるところだと思っております。そこは解決したときに、その他のところについても併せて考えたいと思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） あのね副町長、そういうことを言うてるんじゃないにね、一つは解決してから一つはじゃなしに、私はね、一つの解決のために予算を組んでます。そういう予算が流れるようなことがあったらね、それは解決したときにそれを解決すればいいことであってね、そのほかできるところがたくさんありますから、それをその予算をあてても緊急にやるところがあるから、それをやるかやらないか。やる考えの方向でやってもらいたいから、今私も請願書を出したり、いろいろ頑張っておりますが、やっぱり請願書出して議員の皆さんも賛同したんじゃないから、それを重視して考えてもらわなかったら困るんですよ。その考えはどうか。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 今回の改修につきましては、コミュニティバスを通すための条件整備だと考えておりますので、あそこの路線につきましては、あわせて開通できるようにしたいと思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） それがあったから私は今の国道、建設の広島支社にも行ってですね、課

題があるところは緊急に早急にやったら、何にもコミュニティバスあげるのに支障がないというご回答でありましたのでね、できるところから早くやってもらいたいんじやが、早急に。私ももう年になって、おらんようになってからやってもらっても嬉しくもかゆくもないから、早急にやってもらう考えでお願いしたいんですが、再度お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）請願が全会一致で採択された重みも十分に感じておりますが、やはりコミュニティバスを通すためには、解消しなければならない何点かをあわせて整備してまいりたいというふうに思ってます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）早急にできるよう頑張ってください。2番目の保育所の安全対策でございますが、第1回目の請願から約2年を経過していますが、私はね、やっぱり町民の皆さんや議員の皆さんに対してね、やっぱり2年も投げとくちゅうことはね、私は町政のあり方としてね、考え物だと。何か方向性の一つでもね、示すのが行政の役割だと思いますが、その点についてどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほども大江議員の質問に答弁いたしました。この度もまた請願採択ございました。そこを受けまして、ただ昨年度来の議論されている部分もございまして、その部分についてのご理解をいただかなければ進めないと思っておりますので、その点につきまして、早いうちに議員の皆様方へご説明する機会を設けまして、そこで保育所自体の方へ進んでまいりたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）あのね、私が言うのはね、畝保育所も幸保育所も西浜保育所ももう時期に来てますから、総合的な考えをね、約2年ですよ、これ以上待たせて町民の誤解を招くようなことがあってはならないと。私はね、方向性だけでも、3保育所あって、子育て支援と保育所というのは一体関係でありますからね、子育てがきちっとしとけばね、人口も増えますよ、私はそう思います。だからね、緊急対策としてね、少子化が進んでいます。現在もずっと進んでいます。早くこの対策をしないとね、一向に解決しないと思っておりますがね、考えておきます、考えておきますじゃなしに、第1回目の請願が出て約2年ですよ、ふるさと館を壊して建てる考えをやられて2年です。一刻も早くね、私は本年度中じゃなしにね、もう9月の定例会前でもね、方向性だけでも示すのが、私は解

決の一つと思いますが、その考えがあるか、ないか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）2点に分けて答弁させていただきます。最初に畝保育所に関します請願に対する方向性については、議員おっしゃいました9月の定例会前になんとか方向性をご協議できるようなふうに持ってきていたいと思っております。2点目の幸と西浜も含めた建て替え問題につきましては、先日の特別委員会でも申し上げましたように、現在の子育て支援計画、国の方の計画のちょうど策定期間にかかっておりますので、これと並行した形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私はね、さっきもある議員さんと話しましたがね、国の方向でも私はある国会議員さんに通じていったら、そういう緊急事態があったら町の考え方を先に示してくれという回答を得ました。だから私はね、海田町、町政の悪い癖じゃいうたらまた誤解を招いてもいけませんね、なにか課題、質問に対してね、県の方向性、国の方向性を視野に、海田独自でね、なんで考えがでkinのですか。海田独自のね、全国で海田町はこういう考えがあるというような発想はでkinのですか。海田町は海田町で独自でできることがあるんじゃないんですか。文部省の審議官の、私今日文書持ってきてませんが、そういう緊急性がある場合は県と検討していい解決法があったらそれでも支援しますという回答ですよ。だからそういう方向性でなぜ持っていかれんのか、ちょっとそこ、もう一回お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の策定いたします町の子育て支援計画というのは、民間の保育所、それから民間の幼稚園、こちらがどのようにされるのかというのと併せて検討する必要がございます。現段階では民間の保育所のご意見、民間の幼稚園の方のご意見、こういうところがまだ聴取できておりませんので、先日申しましたような協議の場を設けた上で、それらを踏まえた中で海田の独自と。それは国の動向、県の動向とは早めたいとは思っておりますが、少なくともそういう民間の幼稚園、保育所がどのようにされるかというところで、また変わってくると思いますので、その聴取を早く行いたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）あのですね、私が言うのはね、海田町独自なことで、民間の保育所を海

田町が引っ張っていくような視野で持っていけないけんものじゃないんですか、子育て支援ちゅうのは。民間が海田町を引っ張っていくような考え方や駄目なんでしょうが。民間に遠慮せんでもええじゃないですか。海田町は民間を上回るような考え方を持って、民間の保育所を引っ張っていくような考え方をやったらどうですか。共同で海田町のためにこういう方向でいきましょうというような海田町の方角性を持ったらどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、議員おっしゃられたとおりだと思います。民間と連携してやると、そのためにはやはりまず協議をしないといけない。その部分がまだできておりませんので、その部分についてできるだけ早く行いたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）今の私が言ったですね、民間と協議して海田町のためにね、一刻も早く子育て支援が町民のためになるようなね、回答を、9月にもう一回しますので、9月までをお願いします。以上で終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は14時30分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

4番、下岡議員。

○4番（下岡）4番、下岡です。本日は2点にわたって質問いたします。まず第1点目、下水道受益者負担金について、執行部は農地、雑種地について、10年を限度に宅地化されるまで徴収猶予する従来の方針を見直し、宅地化されるまで再猶予を認めることで、実質的に農地、雑種地の所有者に負担を求めることを中止した。公租公課は公平・中立・簡素が大原則であるにもかかわらず、納入通知書の既交付者には返金しないとしている。方針変更の理由を農地などの地権者の理解が得られ難くなったとか、近隣の町がそうだからなどと外部要因に求め、法制面からなど内容検討がなされていない。都市計画法は第75条で受益者負担金を次のように規定している。市町村などは都市計画事業によって著しく利益を受けるものがあるときは、その利益を受ける限度において費用の一部を利益を受ける者に負担させることができる。負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方

法については、市町村にあってはその条例で定める。質問します。1、農地、雑種地の所有者は下水道処理区域になることで、どのような著しい利益を受けるのか尋ねる。2、当町の公共下水道事業受益者負担に関する条例では、第2条で受益者とは、排水区域内の土地所有者と規定し、全ての土地に賦課する根拠となっているが、このことは都市計画法に違反していると考えますが、見解を問う。3、条例第6条で、賦課徴収方法を定めている。規定の金額を定め、遅滞なく額・納付期日を通知するとあり、賦課方式をとることを明記している。しかし実際には、まず受益者に申告書の提出を半強制的に求め、それに基づいて納入通知書を送るという申告納付方式を採用している。このような条例に反する煩雑な方式をとる意図・理由を説明願う。法的根拠が十分でなく、法に基づいて通知する賦課方式をとれないからではないか。4、農地、雑種地の所有者に負担金を課す法的根拠はない。よってこれまでに農地などの所有者から納付された受益者負担金は納付者に返還すべきと考える。これまでに農地、雑種地の所有者から納付された負担金の金額と納付者数の説明と併せて、見解を問う。5、都市計画法は納付者の範囲や徴収方法を条例で定めるよう求めているが、当町の条例はそれら重要事項を規則に委ねている。議会の関与を避けて行政の裁量により進める意図があるのではないか。条例・規程は内容・手続規定の不備があり、都市計画法の主旨に沿うよう改正が必要である。見解を問う。大きく2点目、町施設設管条例の入館制限について。旧千葉家住宅については4月より一般公開が開始された。その設置管理条例については2月定例議会で議決した。その議決に際し、付託された総務文教委員会は総括意見を付けた。本条例は伝染性の病気にかかっていると認められる者に対する入館制限の条項があるが、人権への配慮の観点から慎重に対応すべきである。他の設管条例も含め、取扱いを検討するようというものである。質問します。教育委員会は旧千葉家設管条例にこの条項を織り込んだ理由を他の設管条例にあるからと説明している。その対象の設管条例は何であるか、またこの条項適用で入館制限をした件数人数の実績を説明願う。2点目、この条項により施設管理者である町は伝染性の病気にかかっている人が入館しないよう格別の注意義務を負うことになる。不特定多数の入館が見込まれる旧千葉家住宅においては、どのような方法で対応しているのか。具体的に説明願う。3点目、人権への配慮を重視する観点からこの条項は削除すべきと考える。施設の責任者は必要と認めるときは入館を制限できるとする条項があるのだから、特定の病気が流行する場合などには当該条項がなくても対応できるのではないかと、見解を尋ねる。以上2点質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）下岡議員の1番目について私から、2番目については教育委員会から答弁いたします。まず、下水道事業受益者負担金についての質問でございますが、1点目については、公共下水道の整備をすることで、土地の利用形態にかかわらずその土地の有効利用の観点から、利益の増加をもたらし、結果的に土地の資産価値の増加があると考えております。2点目については、公共下水道の整備が完了した土地は下水道による利益が明確になることから、都市計画法に規定する受益につながると考えております。3点目につきましては、海田町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条の申告書の提出を定めております。同時に条例第2条第1項ただし書に規定する地上権を有するものがある場合には、連署での提出を求めるなど、土地の権利関係を明確にさせていただいたり、減免や猶予の申請を行っていただくなど、賦課徴収には必要不可欠な事務と考えております。4点目については、土地の利用形態にかかわらず受益は明確であることから、農地・雑種地に対しても賦課しております。また、既に納付いただいた負担金につきましては、正当な請求行為に基づいたものであり、過払いや誤払いではないので、還付はできません。なお、猶予期間が満了し、納付書に送付した方は延べ889人、約2,500万円でございます。5点目については、現在の条例、規則や基準に不備はないと考えております。それでは、2点目の質問につきましては、教育委員会から答弁をしますのでよろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）町施設設管条例の入館制限についての質問に答弁させていただきます。

1点目については、海田町民センター設置及び管理条例や海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例など、6施設の設管条例がございます。また、この条項で入館を制限したことはございません。2点目については、旧千葉家住宅に限らず、町内の公共施設においては、具体的な対応をした事例はございません。それから3点目についてでございますが、県・近隣市町の実情を勘案し検討していきたいと考えているところです。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）まず、第1点目の受益者負担金のことなんですけれども、今の都市計画法との整合性に問題はないということなんですけれども、都市計画法ではですね、著しく利益を受けるものがあるときはと、著しくという言葉が付いてるわけですよ。広くですね、全般的に負担を求めるといふことと、著しくといふこととは明らかに相反するですね、

概念ですよ。全てにですね、付加することができるのであれば、この著しくという文言を当然取るべきじゃないですか。この著しくというのは、その全部の中でも特に利益がある人について賦課することができる。そしてその賦課することができる範囲というのはその利益を受ける範囲内において賦課することができるのと都市計画法では言ってるんですよ。今、町長の説明では、土地の資産価値が上がるという非常に抽象的な説明ですよ。どういうことですか、土地の資産価値が上がるんですか、下水道処理区域になれば。説明願います。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）著しい受益という部分でございますが、下水道による安全性、利便性、快適性の恩恵及びその結果としての土地の資産価値の増加は健全な社会通念に照らせば明らかに著しく高いというふうに考えております。下水道整備は土地の資産価値の増加という排他的な私的利益の増加をもたらしています。この資産価値の増加は下水道未整備地域の住民に比べ、著しい利益と言えるというふうに考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今、利便性だとか快適性だとかいろいろ言われますけれども、それはですね、実際にその土地で生活する場合においてはそうですよ。水洗便所にできると、それは宅地でしょう。人が住める宅地に家を建てて生活する場合において利便性が高まるわけで、農地そのものはですね、家も建てられなければ、人が生活する場ではないんですよ。そこでは当然農作物をつくる、それが農地なわけでしょう。例えば今回900名近い方に既にいただいているけれども、その方はですね、必ず将来宅地化ということが保障されているのであれば、そういう土地のですね、利用価値が高まるということは言えるかもしれませんが、中にはずっと農地で持ち続ける、あるいは宅地化できない農地いうものも含まれているはずですよ。例えば狭くてですね、将来宅地化しても家が建てられないというような土地だって含まれているわけでしょう。そういう農地だってあるわけですから。あるいはその所有者の意思でですね、これは先祖から受け継いだものだから、農地でずっと保有していくという方だっていらっしゃるわけですよ。そういう方に一律農地をですね、賦課すると。これが著しい利益ですか。これは違うと思いますよ。それとですね、今回、前回の全員協議会でも質問しましたけれども、今回の方針変更の理由はここでも書いてますけれどもですね、農地が増える地区に下水道処理区域に入ってきたということで、多くの疑問や意見が寄せられるようになったと

いうことですね、あるいは近隣の市町が受益者負担金を農地に実質的にかけてないと、宅地化されるまで猶予しているということですね、やるということで、外形的なことだけでですね、判断しているわけですよ。内容についてですね、あのときも質問しましたけども、答弁得られてませんけれども、具体的な内容、法制面に渡ってですね、検討したのか。それともう1点、全協で質問があつて答弁が保留になってますけれども、近隣の市町においてですね、農地について再猶予を認めることですね、実質的に農地に受益者負担金を宅地化されるまで課してないということについては、近隣市町は条例が制定された当初からなのか、途中からなのかという答弁がされてませんので、その全協のときの2点の答弁について説明願います。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）1点目の法制面という部分についてですけども、この猶予というのは基準を定めておまして、その中で猶予期間を決めたものでございます。それから2点目の近隣市町の状況でございますが、条例制定当時からこのような農地の猶予の期間について当初から定めているというふうに聞いております。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）もう1点、この理由について説明しろというご質問がありました。それについては私の方から答弁させていただきます。これにつきましてはですね、我が国が高度成長からですね、右肩上がりの成長が続いておって、人口も増加に伴い、都市も拡大してまいりました。しかしながら平成10年代から広島県の人口も減少するようになり、近年東地区の住民等から宅地化の可能性が従来より低下してきたんじゃないかというようなことですね、見直しをしてもらいたいというような意見が増えてきた。このようなことですね、社会経済情勢の変化があるということに基づきまして、見直しを行ったものでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今、建設部長は社会情勢が変わってきたから、当初、今、受益者負担金、10年を限度に認めてきたのを宅地化が見込めないから方針変更したんだということを説明されましたけれども、下水道課長はですね、近隣の3町は条例制定当初から農地については宅地化されるまで猶予するというので、実質的にですね、農地については受益者負担金を求めてきてないわけですよ。判断基準が明らかに違う。私はね、これはね、良識、見識の差だと思いますよ。なんで違うんですか、海田町だけ。近隣の市町はね、

やはり良識があるから農地についてですね、受益者負担金を求めるのは無理だと、そう判断したからこの猶予基準を使ってですね、便宜的に受益者負担金を求めることをやめているわけですよ。海田町だけ悪ノリしてですね、都市計画法の精神をですね、曲げて農地に対して受益者負担金を求めているんですよ。法的にですね、今の社会情勢からして、人口も減ってきているし、宅地化が見込めないからとかいうことと法制面とは全然関係ないじゃないですか。法律を改正してからですね、やるべきじゃないですか、建設部長。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）大きく二つのご質問があったと思いますけれども、まず1点目でございますけれども、課長が答弁いたしましたように、他の市町については条例制定当初から農地に関する猶予を認めていたということでございまして、海田町と見解が、考え方が違うというのは明らかでございます。しかしながら海田町も今回いろんな諸般の事情をかんがみてですね、見直しをかけたということでございまして。もう1点、都市計画法の考え方についてですね、ご指摘があったと思いますけれども、海田町も基本的にこの受益者負担金を賦課するという考え方は、他の市町と同じようにですね、賦課するという考え方を基本的に持っております。ただし、その猶予をいつまでするのかという考え方についてのみですね、今回見直しをしたものでございまして、都市計画法の精神についてはですね、都市計画法に基づく対応をしているというふうと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今、建設部長はですね、同じように猶予してるんであって、それを期限を定めてやるか、再猶予を認めることで可能性としては永久に受益者負担金を求める可能性もあるわけ、農地化されない限りはって。これはね、大きな違いですよ。簡単なちょっとした違いみたいに建設部長は言いますが、農地である限りはですね、ほかの市町は最初からもう受益者負担金は求めてないわけですよ。基準はそうであっても実質的に避けてるということを言ってるわけですよ。それを海田町はですね、期限を10年に区切って期限が来れば宅地化されてようがされてまいがですね、負担を求めるといいますから、原則農地に対して受益者負担金を求めると、払いなさいという方針であるわけですよ。だけど周辺の市町はですね、今言うように宅地化されるまで何度でも再猶予を認めることですね、実質的にですよ、形式は別にして、これね、多分ね、はっきり言わせていただいたらね、同じような受益者負担金に関する条例をほかの市町

もつくってるから、多分これ国か何かの関与でこういう形でという指示があってやっ  
てるんだと思うんですよ。これは私の推測ですから果たしてそうかどうかわからないけれ  
ども、条例が似たような文言になってる。その中でほかの市町はですね、やはり農地に  
受益者負担金を求めるのは難しいということで、猶予基準を使ってですね、農地に受益  
者負担金を求めることをやめてるわけですよ。それが私はね、やっぱりね、ちゃんとし  
た見識、行政をやるものですね、考え方、都市計画法の精神にのっとりやり方だと思  
うんですよ。これは平成7年にやられた条例ですから、云々とは言いませんよ。た  
だね、今回の決定で問題なのは、過去に納付した受益者負担金については返還しないと  
やってる。こういう方針を出していることが問題なわけですよ。世間一般でほかの市町  
ではですね、求めてないものをですね、納付させているわけですよ。その方式も、先ほ  
ど言いましたけども、猶予基準というのはですね、ちゃんと条例に基づいてやってる  
と言いますが、その猶予基準というのは第7条、その第1項に基づいて猶予という  
ものがあるということなんですが、その第1項というのはですね、納付困難かつ現に有  
している、あるいは地上権等が設定されておいて、徴収上徴収猶予とすることが有利な  
場合に徴収猶予とすることができると、こういう条項ですよ。それと農地とはですね、  
その条項を使って農地と適用するという判断に至ったですね、説明をもっと具体的に  
してください。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）申し訳ありません、1点ほど訂正をさせていただきます。市町という言葉  
を使いましたけども、広島市は猶予をしておりませんので、安芸郡3町ということでま  
ず1点訂正をさせていただきます。それと今の基準の考え方でございますけれども、そうい  
った条項、猶予することが有利な場合ということの中でですね、具体的に基準の中で定  
めてですね、10年間に限って猶予するというふうに決めておましてですね、それを今  
回見直したということでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今言いましたように第1項というのはですね、納付困難かつですよ、納付  
困難という理由も満たしてなきゃいけないんですよ。それと猶予することが徴収上有利  
という、この徴収上猶予というのはですね、納付する側と納付させる側ですから、有利、  
不利というのは相反する立場なわけですよ。この条項はですね、どっちにとって有利な  
のか不利なのかわからない、意味不明の条項ですよ。ある意味この条項というのはです

ね、行政が自分勝手にですね、自分の裁量でやるためにですね、あみ出したような条項ですよ。納付困難と農地に結びつける理由、説明してください。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）まず、この基準を定めた経緯でございますが、先ほど来から出ている受益という言葉に直接的に結びつかないじゃないかという考え方が他方ではございます。それは農地であるとか、雑種地であるとか、はたまた駐車場であるとかいうようなところについては、そういう考え方もあるということで、基準の中でそこだけ猶予という部分を定めたものでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）それとね、もう1点言いたいのはね、下水道課のやり方というのはね、説明責任を果たしてないですよ。今回の農家の方なんかね、非常に不満に思っておられるのはですね、この受益者負担金の求め方。その処理区域に計画入ってくるとですね、その土地の所有者のところへですね、町の職員自ら行かずにですね、工事業者をやらしてる。工事業者はその予定区域の土地の所有者に対してどういう言い方をしているかご存じですか。どういう言い方をしているかといったらですね、今回下水道処理区域の計画をしますと。接続口をですね、宅地については当然付けるわけですよ。農地なんかについてですね、接続口を設けますか、設けませんか。今、この接続口を付ければ無料ですよと。将来ですね、この接続口を設けるときには費用、コストがかかりますよという言い方してるわけですよ。それを聞いて、大半の農地の所有者なんかもですね、タダなんだったらやってくれやという話になると。そしてその時にね、きちんと受益者負担金の制度についてね、説明されてないですよ。だから実際に工事が終わって、翌年度にはですね受益者負担金ということでですね、町がこの書類なんか出したらですね、なんだ、そういうことだったのかと。接続口を付けるのはタダだけでもですね、受益者負担金を求める、そのことに連動していたんじゃないかと疑われるわけですよ、これ詐欺じゃないかと。私も随分言われましたよ。なんで町の職員自らですね、出向いてきちっとですね、受益者負担金について、あるいは接続口についてですね、説明してないんですか。説明責任果たしてないですよ。説明してください。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）工事の説明のときというご質問がございましたが、まず受注業者が決まりましたらば、各所有者さんに工事の挨拶に行ってもらうことにしております。

その折に取り口をどこに付ければよろしゅうございますかという問いかけをしていた  
だいております。その中で受益者負担金の説明については、町の職員が来ますよという  
ことも併せて請負業者さんには言っていただくようにしておるといのが去年までの  
やり方でした。そういうご要望があればですね、その場で各戸訪問をさせていただ  
いた上で十分なる説明をして工事に着手してもらう。それから受益者負担金も併せ  
て説明させていただくという方法を昨年までとらしていただいております。ですが、  
今年からそういった説明では不十分ではないかということもございまして、今年度につ  
いては3カ所でございますが、下水道事業についての説明会というものを開催させてい  
ただきまして、その中で工事であるとか、それから各家庭を接続するに当たってどうい  
う方法をとればいいのか、それから受益者負担金についてという3本の点について、地  
元の方に情報発信をしていくように今年度からしております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今、下水道課長はですね、工事業者さんに挨拶がてらですね、行って、そ  
の接続口の話させると。そして後から町の職員に来させますという説明させたと言っ  
てるけども、町の職員が来てないという土地の所有者の方もたくさんいらっしゃるん  
ですよ。食い違うじゃないですか。こういう大事な話はですね、町職員自らやるべきじ  
ゃないですか。まだこの受益者負担金についてもですね、町からきちっとして、説明を受  
けて納得した上でですね、やったということならば問題はないと。けども、そういう説  
明もろくにないままですね、受益者負担金を課すというんだったら、ここは下水道処理  
区域にしないでくれと、そのときに言ったと言われる方もたくさんいらっしゃる。そう  
いうことをね、いろんな疑問だとか意見だと言われるけれども、言われたんじゃないで  
すか。おかしいじゃないかと、あんたらのやり方はと。そういうことで今回ですね、方  
針変更したということが大きいんじゃないですか。今、建設部長はですね、これから少  
子化になって宅地が見込めない農地に入ってきたからと。そういう疑問というのは過去  
からあったはずですよ。今回突然出てきて方針変更したんですか。過去にそういう問題  
指摘はなかったんですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）先ほど私が申しましたとおり、平成10年代頃からですね、そういった  
少子化傾向が出てきたということはあったと思います。ただし、その10年間の猶予に  
ついてはですね、見直す時期ではないというふうな判断をしておりましたが、今回見直

すべきであろうという判断をさせていただいたものでございます。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） あのね、例えばね、ここ1、2年で農地がたくさん含まれるエリアに入ってきててですね、農家の方というのは非常に納税意識の高い方が多いですからね、10年を限って猶予してるわけですから、これいずれ10年経ったら払わなきゃいけない、どうせ払わなきゃいけないものなら今払っておこうと。そういう納税意識の高い方がですね、払われているわけですよ。それに比べて、どちらかというたらできるだけ支払いは先に延ばしたいという方が徴収猶予されてるんですよ。例えば去年、おとしにですね、そういうエリアになって、町の今の進め方からしたらですね、申告方式、これも私はおかしいと思っている。なぜかというとはですね、送られてきた申告書なるものはですね、5月号の広報なんかにも書いてますけれども、そのエリアに入った所有者のですね、確認をするために申告書を送りますとなってるわけです。その中身というのはですね、固定資産課税台帳から引っ張り出してきている内容だから、誤りなんかはないわけですよ。土地の所有者、あるいはその面積、固定資産税をかけてるそのものと同じものが行ってるわけですから。そうであるならですね、先ほども言いましたように、賦課方式、これこれあなたの所有だから固定資産課税台帳に載ってる面積かける460円、これだけ払いなさいとやればいいものを、なぜ申告書をやらなきゃいけないんですか。その賦課通知がですね、法的根拠がないから申告書方式で逃げてるんじゃないですか。その申告書、どう書いてあるかといったら、今の受益者負担金の条例ではなくて、規則第3条に基づいて申告いたしますと。それに名前と印鑑を押して役場へ出すようになってますよ。これは内容を確認というよりはですね、その土地の所有者から払いますという意思の表明が欲しいだけじゃないんですか、役場は。そうしないと直接賦課したら法的に根拠がないから問題になる。だから申告方式で農家の意思を求めているんじゃないですか。それを出さなかった場合には、自動的に認めたことにすると。これ誘導による半強制的なですね、申告ですよ。先ほど下水道課長はですね、過誤納付でなければ返金しないと言ってますけれども、そういった意図を隠してですね、申告書を出さしてる。早く言ったら警察署のですね、誘導尋問と一緒にじゃないですか。誘導して自白書に印鑑を押させるのと同じ手法ですよ。なぜ申告書の方式を求めるんですか。賦課方式だというんならですね、今言ったように、納付通知で1発でですね、払え、それで済むはずじゃないですか。今、日本の税金の徴収なんかでいったら賦課方式か申告方式かどっちかなんですよ。課税対

象が明確でないものについて申告方式にする、これは所得税だとか法人税、相続税なんかは、徴収する側からですね、どれだけ課税するか課税対象を把握ができないから、申告で納付を求める。一方ですね、課税対象が明確である場合、固定資産税なんかそうですよ、これも法務局の登記簿と連動した固定資産課税台帳に基づいているわけですから、課税対象を明確に把握してるから1発で、固定資産税これこれ払いなさいとやってるわけですよ。その賦課方式をこの受益者負担金制度はとると条例に書いとるじゃないですか。なぜ1発でやらないんですか。そんな回りくどいんですね、手間のかかる申告方式でやってるんですか。そして通知書にはですね、その申告に基づいて納付通知書を送ると。これ完全に申告方式ですよ。先ほど言いましたように税というのはですね、公平・中立・簡素が大原則ですよ。なんでそんな煩雑な方式をとらなきゃいけないのか。賦課方式と申告方式を併用したようなんですね、方式をとる理由を説明願います。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）先ほど町長が答弁しましたように、地上権を有するものがある場合には連署での提出。また土地の権利関係が輻輳をしている場合は、それを明確にして、受益者を確定した上で提出をしていただくという方法をとっております。その関係で皆様に受益者で間違いございませんかという意味を込めまして申告を出していただいております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）それはね、一つの詭弁であってですね、例えば相続税なんかでですね、例えば親が亡くなって、その年度の固定資産税の納入をどういうことで求めているかということではですね、推定相続人ということで、まず1番、例えば子どもの場合だったら長男に求めるとかですね、いうことで推計相続人という形でやってるわけですよ。あとは実際には誰が相続するかわからないわけですから、相続人が相談してですね、決めて納付すると、そういう方式とってるんですよ。だからやり方としてはですね、推定受益者ということですね、やれば、町にとっては受益者負担を求めれば払ってもらえればいいわけですから、そんな確認とる必要なんかないじゃないですか。その推定の受益者が誰であるかは、納めるときに向こうから書いてもらえば済む話であってですね、完全にこれはですね、今言うように法的根拠がないのを申告書で代用している。それとね、それいくら言ってもね、そうとは認めるはずないから、次にですね、これからですね、この公共下水道事業というのはですね、財政的に大変厳しい状況になってるわけですよ。

前の下水道課長あたりもですね、使用料の改定について検討しなきゃいけないと言ってるわけですよ。そうしたときにですね、こんな住民の方のですね、信頼を失うような、行政に対するですね、信頼を失うような方法でやってですね、それで理解が得られると思いますか。私はね、とてもじゃないけどこんなことをやってですね、利用料の改定で負担を求めますと言ったってですね、納得されないと思いますよ。例えば今回のですね、方針の変更をですね、既に納められた 900 人近い方にですね、私は当然通知すべきだと。今まで皆さんにはこういう見解のもとにですね、納付していただいたけども、今回方針変更して、これから農地の所有の方には再猶予を認める。10 年程度じゃなくて、永久に再猶予を可能にしますということですね、通知する必要があると思いますけれども、その考えがありますか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）ただいまの質問にお答えします。正当な請求という観点から言いますと、過払いとか誤払いではないということでございますので、今のところは皆様に通知を出す予定はございません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）私が聞いているのはですね、過払いとか誤払いとか、私は今の納付通知というのは申告に基づいてやっとする、その申告は今言うように、ちゃんとした理由を説明しないで、説明責任を果たさないですね、誘導によって半強制的にやった、いわば申告した人から見たら、過誤によって納付されたとみられても仕方のない納付であると見てるわけですよ。だから納付した人に対してきちっと方針変更を伝えるべきだと思いますよ。そうしないと、例えば過去 10 年の猶予申請出してる人については、これから猶予申請を出す限り、永久に農地である限りはですね、徴収を求めないわけでしょう。その同じエリアの中でですね、まじめに払うた人はですね、非常に不公平じゃないですか。そしてそのことがね、行政がまだきちっと丁寧に説明するんならいいけども、その説明をしないで、同じ地区ですから、納めた人と猶予で農地である限り永久に払わない人が混在するわけですよ。その人たちがお互い話をしたらどうなりますか。払った人は怒りますよ。町の方針に従ってですね、町の方針のそのとおりにいけばですね、払うわけですよ。猶予というのは、先ほど言いましたように、条例第 1 条ですね、納付困難とか地上権が設定。だいたいですね、農地にどういう地上権が設定されることを考えてるんですか。ちょっと説明してください。農地に対する地上権、どういうことがあるのか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今の地上権につきましては、農地に限った地上権ということではないというふうに考えます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）それならですね、今、地上権などがあるから確認を求めると言ったじゃないですか。そしたら農地については確認求める必要ないじゃないですか。地上権等が設定されていたりするから、確認のため申告書の提出を求めるといったじゃないですか。農地については申告書を出さなくていいじゃないですか。地上権なんか設定されてないわけですから。なぜ出さなければ自動的に認めたことにするというようなことですか、申告書の提出を農地について求めるんですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）土地の権利関係につきましては、いろいろ複雑なものがありますので、そのあたりをよく確認するためにもですね、農地にかかわらず、全ての土地の所有者の方に対してですね、確認をさせていただいております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）質問を元に戻しますけれどもですね、今言ったように、同じ地区の中でね、まじめに納付した方と猶予申請してこれから将来に渡って農地である限りは永久に払わない人と両方出るわけですよ。これは公平じゃないですよ。まじめに役場の指導に従って納付した人が損をする。著しくね、行政に対する信頼感失われますよ。こういうことをやるんだったらね、もう既にね、私も聞いてますけれども、まじめに私は分割納付、普通でいけば分割納付ですから、分割納付する方法を選びましたと。だけどそういうことで方針転換するんなら、今後一切ですね、もう残りについては支払いしませんと、分割の納付。役場からなんとわれようとですね、払いませんかと言われる方もいらっしゃるんです。納得できないから、ちゃんとした説明責任を果たさないし。そういう方もいらっしゃるんです。そういう方に対してどうするんですか。払わなかったら、おたくたちの論理でいけばですね、延滞金をつけて、年率 14.5 パーセントか、利子をつけて延滞金取るんですか。実際にそういう方いらっしゃるんですよ、不公平だから。取るのか、取らないのか、答弁してください。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今、いろいろご意見をいただきましたけれども、確かに今回この基準

を見直すに当たってですね、今の不公平感が出てくるという問題も認識をしております。しかしながら先ほどから説明しておりますような社会経済情勢の中とかですね、いろいろ総合的に判断する中でですね、今回の基準の見直しをしたということでございます。その点についてはですね、既にお支払いいただいた方、あるいは分割納付を開始されている方に対してはですね、大変申し訳なく思っております。しかしながら今後につきましてはですね、その見直した基準に基づいて、猶予できるものについては申告をいただきまして猶予させていただく。ただ、宅地である、猶予基準にのらない土地につきましてはですね、一定の期限内に徴収をさせていただくということで、今後も進めていかせていただこうと思っておりますので、その辺はこちらの方ですね、しっかりと個々に説明をさせていただき、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）わかりましたか、今の回答。下岡議員。

○4番（下岡）再度、今の確認しますけれども、今支払い途中、分割途中、5年分割ですよ、5年10回分割で、1年分割を払った方に対して、再度猶予申請を出すこと認めるというようなことですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）既に分割払いをしていただいている方については猶予はもうできません。今後新たに、新規でですね、農地を持たれてる方が区域になったときに猶予を出してもらえば、猶予いたしますが、そうでない場合については、負担金をお支払いいただくようにご理解を求めていくということでございます。

○議長（久留島）残りのある人は延滞金を取るということですね。下岡議員。

○4番（下岡）今、私が言ってるのはですね、そういう方がもう支払いを途中でやめたと、1年払って残り4年部分を払わないと言った方に対して、延滞金を取るのですかと、法的処置をとるのですかということを知りたいです。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）申し訳ないんですけども、延滞金は徴収させていただくことになります。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）あのね、それと、そのことも一つだけけれども、既に徴収した人もですね、納得は当然ね、得られませんよ。そのことをね、きっちりと役場が、職員が出向いて、さっきの800人か900人近い方にですね、説明する義務があると。そのことの理解が得

られないと今後、下水道使用料の改定を言ってもですね、とてもじゃないけども納得できない。さらに、このことははっきり申し上げておきますよ。それともう一つは、今言ったように、延滞金を取るということであればですね、その決定に対して不服がある場合には裁判になりますよ。私はね、裁判になったら、これはね、ちょっとね、役場はね、難しいと思いますよ。今の都市計画法の規定に沿っているかどうかとかですね、公平の原則だとかですね、当然もう裁判になること必至ですよ。そこまで多分覚悟されてると思う。もうこれ以上言っても無理ですから、その決着はですね、ぜひ裁判によってですね、つけるしかない。この件はこれで終わります。次に2件目、設管条例についてですけども、伝染性の病気にかかった者を入館を認めないということですけども、具体的にですよ、どのような病気がその伝染性の病気にかかっているのか、規則等で定められていますか。そしてそのかかっている人に対して、どのような方法でもって入館制限をかけているのか、具体的な規則、説明してください。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）個々の施設の規則についてそういった定めはございません。また、それぞれの対応についても、個々の施設ではどなたが感染にかかっているかというのは、実際問題そういった対応はできておりません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）実際にですね、何の対応もしないしですね、そういうものをなんで条例に入れるんですか。やることもないような条例をですね、今まで入館制限したこと、実績もない。そのことについてですね、何の具体的な規則もやってないし、対応もしてない。どういうことですか。今、世の中の的にはですね、伝染性の病気等に対してですね、隔離をやめるという方向なんですよ。入館を認めないということも、これ一種のですね、隔離政策につながる話じゃないですか。なんでここへ条例のトップ、しかも入館を認めない者をいの一番にもってきている。入館認めない者、例えばその施設を壊すだとか、他人に迷惑を及ぼすだとか、そういう人たちよりも前にいの一番にですね、伝染性の病気にかかっている者という条項を持ってきてるじゃないですか。なぜ何もやらないような条項をですね、持ってくるんですか。ちょっと納得いく説明。この件については1月の総務文教委員会ですね、付託されて、最後の総括意見をまとめるときにですね、私も言ったわけで、副町長はほかの全ての設管条例について検討しますと、見直しますということを言われたわけですよ。何の実行も手も打ってないしですね、ただ項目入れてるだ

け、項目入れてるだけじゃ済まないんですよ。例えばさつき風しんの話が出てましたけれども、千葉家住宅に行ってますよ、風しんにかかったとした場合にはですね、うつされた人からですね、クレームが出ますよ。千葉家設管条例では伝染性の病気にかかっている者を入館を認めないようなことになってるのですね、その注意義務を怠ったから私はうつされました。注意義務だけ負うような、何の入館制限するに際してもですね、手も打ってないことをですね、入れるんですか。ちょっと副町長、答弁求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）確かに付託されております総務文教委員会におきまして、私の方から今後他の条例と併せて検討、見直しではなくて、検討はいたしますと申しましたが、やはり伝染性の病気というものが広まったときに、入館制限をかけるというところについては妥当性はあるというふうに。ただ、やはり他の自治体の条例でそういったようなものが除去されると、そういう動きがあれば、改めて検討いたしますが、現段階では妥当な条文だと思っておりますし、そういう答弁をしてきた結果、この本条例につきましては2月定例会において皆さんの一致をもって議決されたというふうに理解しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）だからそのときにですね、総括意見としてそういうものを付けたわけですよ。無条件で認めたわけじゃないんですよ、総務文教委員会は。副町長がそう言うからですね、認めたわけですよ。それと今言うように、もう時間が近いからあれですけどもですね、ほかに管理者はですね、不相当と認めるときには入館制限できるという項目があるわけですから、今言うように伝染性の病気がはやるときにはその条項でですね、制限をかけることができるわけですよ。わざわざこのご時世、人権に配慮して伝染性の病気、今、感染症予防法になってますけれど、その中でも人権に配慮という言葉がしきりに出てくる中でですね、入れる意味があるのか。意味があるから入れるとって今副町長が言うんだから、それはもう見解の相違でこれ以上言うことはありませんけれどもですね、どう検討されて、どういう検討結果になったのか、最後に答弁求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階では必要な条項であるという検討結果になっております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）海田町の役場に人権意識がないということだけははっきりわかりましたから、終わります。

○議長（久留島）本日の議事日程は、終了する見込みがございません。したがって会議規則第 23 条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、明日も午前 9 時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦勞様でございました。

午後 3 時 3 0 分 延会